

平成22年3月第1回八街市議会定例会会議録（第4号）

1. 開議 平成22年3月1日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

2番 桜田秀雄
3番 林修三
4番 山口孝弘
5番 小高良則
6番 湯浅祐徳
7番 川上雄次
8番 中田眞司
9番 古場正春
10番 林政男
11番 横田義和
12番 鯨井眞佐子
13番 加藤弘
14番 古川宏史
15番 山本邦男
16番 京増藤江
17番 右山正美
18番 小澤定明
19番 京増良男
20番 丸山わき子
21番 新宅雅子
22番 北村新司

1. 欠席議員は次のとおり

なし

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

市	長	長谷川 健一
副市	長	高橋 一夫
教	育	長 川島 澄男
総	務	部 長 浅羽 芳明
市	民	部 長 小倉 裕
経	済	環 境 部 長 森井 辰夫

建設部長	並木敏
会計管理者	越川みね子
教育委員会教育次長	尾高幸子
農業委員会事務局長	藤崎康雄
監査委員事務局長	江澤弘次
選挙管理委員会事務局長	長谷川淳一
財政課長	加藤多久美
水道課長	醍醐文一
国保年金課長	石毛勝
介護保険課長	醍醐真人
下水道課長	吉田一郎
学校給食センター所長	石井勲
総務課長	長谷川淳一
厚生課長	蔵村隆雄
農政課長	加瀬芳之
道路河川課長	勝股利夫
庶務課長	河野政弘

+

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事務局長	今井誠治
主査	鯨岡修子
主査	小川正一
主査補	吉田美恵子
主任主事	栗原孝治

+

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第4号）

平成22年3月1日（月）午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

○議長（北村新司君）

ただいまの出席議員は21名です。したがって、本日の会議は成立しました。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

林修三議員より、本日の一般質問に関係する資料を配付したい旨の申し出がありましたので、これを許可しました。

以上で報告を終わります。

日程に入る前に、議長より一言申し上げます。

過日、古場正春議員より一般質問における発言の取り消しの申し出があり、議場において許可されましたが、議員とは、本会議では当該団体の事務を中心とする公の問題を議論するものであり、その内容や用語には自ら制約があり、節度ある発言をしなければなりません。

議場における無礼な発言や他人の私生活にわたった発言は、地方自治法第132条において禁止されており、また、街のうわさといった確証のない発言は、人身攻撃や人権侵害になりかねません。

議員とは、住民を代表する名誉ある地位にあり、議会の品位を重んじなければなりません。このことを十分に自覚し、今後責任ある発言をされますよう、お願いいたします。

日程に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

傍聴の方に申し上げます。

傍聴人は、傍聴規則第8条の規定により、議事について可否を表明、または騒ぎ立てることは禁止されています。

なお、議長の注意に従わないときは、地方自治法第130条の規定により退場していただく場合がありますので、あらかじめ申し上げます。

順次、質問を許します。

最初に、誠和会、林修三議員の個人質問を許します。

○林 修三君

誠和会の林修三でございます。早いもので、今日から3月、春弥生、平成21年度も残すところ1カ月となりました。ますます厳しい経済情勢、思うようにならない雇用等、不安定な社会状況の中、国政では政権交代以来、半年も経過しているのに政治と金の問題に議論が片寄りつつあり、肝心の安心に過ごすための国民生活問題が置き去りにされているように思えてなりません。しかし、私たち地方自治に関わる関係者としては、新年度予算案をはじめとする大事な議案の審議をし、安全で安心して暮らせる市民生活を築いていかなければなりません。住んでいてよかった八街、明日ももっと頑張らなければいけないという思いになる環境を構築していかなければなりません。そういった意味合いを含めながら、本議会は特に新年度に向け、抱える課題の一つ一つを解決していけるようにと、気を一層引き締めて、市政

に臨んでいきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

今回、一般質問として通告し、お尋ねしようとする大きな項目としては、（１）産業まつりの活性化。（２）八街市消防団活動の促進。（３）八街市選挙投票の啓発。（４）八街市総合計画２００５の推進。（５）読書活動の普及。（６）便利で快適な街づくり。（７）自然環境の保全についての７点であります。

通告に従いまして質問させていただきます。

質問の第１は、産業まつりの活性化についてお尋ねいたします。

昨年度は、産業まつり開催時期に新型インフルエンザが猛威をふるい、やむなく中止となりましたことは、大変残念なことでありました。多くの市民・関係者は、がっかりしたことをごさいます。それだけに、今年の産業まつりへの期待度は高いものではと推測されます。長谷川市長におかれましても、本議会開会の折の定例会提案理由の中で、七の街めざします！市民サービスの充実した街づくりのため、地区コミュニティ事業の支援をはじめ、産業まつりやふれあい夏まつりを支援しながら、市民と行政の協働を推進してまいりますと力強く述べられました。昨年の分までの意気込みが伝わってまいりました。

参加者も、ここ数年およそ２万人弱と高まってきており、八街市民のみならず、近隣市町村からの参加もあり、八街市としての大きな事業となっているとともに、今後、八街市を千葉県や関東近県へ売り込んでいく大切な機会となっています。この機会を逃すことなく、これまでのものに加え、新しい産業まつりとして計画し、広くPRしていく格好の機会として捉える必要があるように思います。

そこでお尋ねいたします。

（１）これまでを加味しながら、新しい形での産業まつりの開催について。

①早くからの確約得て、県知事を招聘するとともに、駅前通路から会場地までつながる形でのイベント開催について。

②八街農産物（地産地消）の食の幸コーナー設置について。

③千葉県のみならず関東近県へのPR活動について、お伺いいたします。

次に、質問の第２は、八街市消防団活動の促進についてお尋ねいたします。

本日、３月１日より７日まで、春の火災予防運動が始まり、その期間に当たって、今朝、各消防団が半鐘やサイレンを鳴らして火災予防の啓発活動を行っております。大変頭の下がる思いでございます。

今年に入って火災発生が、これまで私の記憶では３件ほどと覚えておりますが、昨年はいくらよりも発生件数も減っており、消防本部や各消防団の活動が、市民の安心で安全な生活を守ってくれていることに対し、改めて感謝の思いでございます。今さらながらに消防団の存在の必要性を深くするものでございます。しかしながら、一方で消防団存続の危機がそれぞれの消防団の課題として重くのしかかっています。私の地区の消防団も一時は休団のおそれがありましたが、OBの働きにより、何とか存続してはいますが、高齢化という深刻な課題があり、似たようなケースは他の分団にもあるようでございます。分団として団員勧誘を

個別家庭訪問で努力しています。

先般も勧誘強調月間で、私どもの消防団では6人ほど働きかけてまいりましたが、入っていただいたのは、その中の1名、あとは大変忙しいという理由で断られ、なかなか思うようにいかないでいるのが現状でございます。

消防団活動そのものの見直しをする中で、新しい消防団活動、若い人が無理なく加入する気になる消防団を目指した改革が求められているのではないかと思います。

なくてはならない消防団、しかし、このままでは次につながっていかない消防団の課題をどう考えていけばよいのでしょうか。

そこでお伺いします。

①過去5年間の消防団員の推移について。

②消防団活動の現状と課題について。

③消防団活動の今後の方向性についての3点と消防団活動とちょっと離れますが、多くの市民から防災無線の声が割れて聞きづらい、隣の山武市の声がよく聞こえるんだけど八街市はどうなってるんだろうと言われます。

そこで、④防災無線の音響効果についてお伺いいたします。

質問の第3は、八街市選挙活動の啓発について、お尋ねいたします。

先般、1月に行われました千葉県議会議員補欠選挙の投票率が前回の県議選挙の投票率よりも下回り、何と29.26パーセントという低さでした。八街市は、これまでの投票率の低いことがあったということから、そんなに高い投票率は期待できないかなと思ってはおりましたが、あまりの低さに啞然としたのは私だけでございませうか。

この先、八街市は選挙が続きます。7月の参議院議員選挙、11月の市長選挙、来年4月の県議会議員選挙、8月の市議会議員選挙と多くの選挙が控えております、今のうちから、しっかりした対策を練っておかなければ、いつまでも同じような状況が推測されます。これまでにない強い対応策が必要かと考えられます。

そこで、お伺いいたします。

(1) 八街市選挙投票率の向上について。

①平成22年1月24日の県議会議員補欠選挙の投票率の分析について。

②八街市の選挙投票率を高めるための手だてについての2点についてお伺いします。

質問の第4は、八街市総合計画2005の推進についてお尋ねします。

八街市のこれからの大きな指標となる「総合計画2005」のうち、第1次基本計画の期間5年が終了し、第2次基本計画案が策定されています。この第2次基本計画には、私のみならず、多くの市民が期待を寄せているものと考えられます。不況下の中で、これからの八街市はどんな方向性をもって進むのか。また、市民パブリックコメント、市民懇談会、市民からのアンケート等、自分たちの声が、どうその中に反映されていくのか等により、関心が非常に高いものであるからでございます。

財政状況の厳しい状況下にあっても、この後5年間の市政のベースとなっていく重要なも

のです。

そこで、今回はその中の五の街について絞ってお尋ねいたします。

(1) 「総合計画2005」第2次基本計画についての①五の街めざします！心の豊かさを感じる街の施策の内容から連携教育の推進が削除されたことについて。

②青少年健全育成推進の具体的な考えについて。

③青少年健全育成班の設置について、3点についてお伺いいたします。

質問の第5は、読書活動の普及についてお伺いいたします。

これまでも何度か「読書の普及」についてお尋ねしてまいりましたが、読書の普及は科学の進む現代社会において活字離れ、読書離れを防ぐ意味合いからも非常に重要なことだからでございます。

読書からは想像力や思考力がはぐくまれ、集中力も高まります。無論、豊かな心もはぐくまれます。何よりも、すべての基礎となる読解力が高まることから、国語力が生まれ、世界が広がっていくこととなります。

読書はそんなにも重要な役割を果たすものであるのに、テレビや科学の発達により、読書離れが進んでおります。そのためにか、書店数も減ってきており、全国でこの10年に6400店減少しているそうでございます。千葉県でも10年前に比べ、10年前には834店あったのに、今は621店に減少しているということでございます。読書離れ、本離れという深刻な問題が、この中にもあるように思えます。

お配りした資料にもございますように、本年は国民読書年に当たり、国でも読書の普及に力を入れております。読書の再生ということでもありませんか。

そこで、お尋ねいたします。

(1) 国民読書年にちなんだ八街市としての普及活動について。

①八街市内の書店の現状について。

②国民読書年の啓発活動について。

③市立図書館として国民読書年の冠をつける事業についての考えの3点についてお伺いいたします。

次に、質問の第6は、便利で快適な街づくりの中の公共交通の拡充についてお尋ねいたします。

現在、公共交通とする民間バスの本数や路線が以前にくらべて減り、その補完的な役割を果たしているふれあいバスが頑張っております。どこでも乗れるという便利さで、特に高齢者には大変助かっているのではないのでしょうか。しかし、一方でふれあいバスでは目的地まで時間がかかってしょうがない。主たる目的地まで早く行けるバスと二元化できないのかなという声も聞かれます。確かに、この2つの願いがかなえられれば、市民の交通の便が高まるのではないかと思います。

そこで、お尋ねいたします。

(1) 公共交通の拡充について。

- ①ふれあいバスの利用状況について。
- ②ふれあいバスの今後の考え方について。
- ③公共交通の誘致についての3点についてお伺いいたします。

次に、質問の第7は自然環境の保全についてお尋ねいたします。

八街市は駅周辺を中心に開発整備される地区と畑作を中心とする農耕地等、そして山林と大きく3つの分野に分けられるのではないのでしょうか。

昨今、アパートや住宅が増え、変わる八街市ではありますが、まだまだ豊かな自然がいっぱい残っているところがございます。この豊かな自然を後世に伝えていこうという里山整備が日本各地で行われており、八街でも「NPOエコ八街」が中心になって小谷流地先に里山を整備しております。昨年とりあえずのオープンをされましたが、まだまだこれからのてこ入れが必要なのではと見受けられます。

また、この里山ができ上がり、多くの子どもたちが、そこを利用できるようになったら、子どもの居場所づくりのみならず、家族や高齢者等の触れ合いに最適だと思われます。

そこで、お伺いいたします。

(1) 里山の保全・再生活動について。

- ①八街市自然環境の保全についての考えかたについて。
- ②小谷流地先里山の支援について。
- ③子どもの居場所づくりと里山の連携についての3点についてお伺いいたします。

以上で私の質問を終わりますが、どうぞ前向きなご答弁をよろしくお願ひいたします。

○市長（長谷川健一君）

個人質問、誠和会、林修三議員の答弁をいたします。

初めに、質問事項1. 産業まつりの活性化について答弁いたします。

(1) ①から③につきましては、関連がございますので、一括して答弁いたします。

本市の産業まつりににつきましては、市内で生産される農産物や商工業製品について、広く市内外の消費者にPRする場として定着しております。来場者につきましては、毎年約2万人程度を迎え、大変にぎわいのあるものとなっており、市民の皆さんも楽しみにしている事業の1つと考えております。

今年度の産業まつりににつきましては、直接、知事に招待状をお渡しし、来場いただく予定で準備を進めておりましたが、新型インフルエンザ感染拡大予防の観点から、残念ながら中止となりました。

例年、八街中学校のグラウンドを会場としておりますが、駅北側から市役所方向へ続く道路を会場に含めることにつきましては、準備の関係から最低でも2日間は通行ができなくなり、駅利用者や周辺にお住まいの方々に、大変不便をおかけするとともに、バス及びタクシー事業者の理解も得なければならない難しい面があることをご理解いただきたいと思います。

また、その場で地元農産物を味わっていただくことは、地産地消の観点からも意義のあることと考えます。中止とはなりましたが、今年度の産業まつりでは、農協青年部が地元産の

里芋を使い「芋煮」を行うことも予定しておりましたので、来年度におきましても地元農産物を使った「食」の提供ができるよう検討してまいります。

産業まつりをさらに、にぎわいのあるものとするためには、より多くの方にご来場いただくことが重要であり、このことにより、地元農産物等のPRにもつながるものと考えております。

開催の案内につきましては、広報やホームページ、新聞折り込みによるチラシ等を通じ行っていますが、さらに多くの方にご来場いただけるようなPR方法を来年度の開催に向けて検討してまいりたいと考えております。

次に質問事項2. 八街市消防団活動の促進について答弁いたします。

(1)の①、②、③につきましては、関連しておりますので、一括して答弁いたします。

本市の消防団は、定員595人のところ、現在502人の団員が市民の生命、身体及び財産を守るため、日夜ご尽力いただいているところでございます。しかしながら、近年の社会環境や就業構造の変化等により、消防団員の確保に苦慮しているのが現状でございまして、これは本市のみならず全国的な問題となっており、昭和60年に常備消防の充足率が90パーセントに達した頃の消防団員数は、約103万人であったものが、現在は約90万人と減少しております。

また、本市の消防団員の推移につきましては、平成12年の530人をピークとして年々減少傾向が続き、平成17年は511人、平成18年は502人、平成19年は511人、平成20年は511人、平成21年は502人と、ここ数年は横ばい状態となっており、中には地区役員や消防団OBの方々に入団していただき、ご協力をいただいている分団もございます。

消防団は、地域防災体制の中核的存在として、今後も大きな役割を果たすことが期待されておりますことから、団員を確保し、地域防災体制を充実強化するためには、住民の皆様のご理解、ご協力をいただきながら、地域住民が参加しやすい消防団の活動環境の整備が必要となっております。

このため、消防力の強化となります消防団活性化に向けて、消防施設等を整備するとともに、防災活動を円滑かつ安全に行うための消防実技訓練等を実施することにより、消防団の存在意識を高め、消防団の基本理念である「自分たちの地域は自分たちで守る」ということを広く市民に啓発し、連帯意識の向上と地域社会の関心を高め、身近な存在としての消防団を育成、充実させることが重要と考えております。

また、あわせて各地区役員の方々をはじめ、消防団OB、現職団員の皆様のご協力によりまして、団員確保を図ってまいりたいと考えております。

次に④ですが、防災行政無線は市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、住民との間に効果的な通信連絡体制を確立する手段として、平成3年に無線施設に関する調査を実施し、平成4年度から7年度にかけて、学校や地区の集会施設等の避難場所を中心に、親局1カ所、子局46カ所を整備し、災害に関する情報や市行政についての周知、行方不明者

の捜索等、市民の協力を必要とする事項の通報を行っております。

また、設置当初に比べて、宅地開発等が進み、市街地形成の変化等により、スピーカーの音の届く範囲が変化し、聞きづらいという相談が寄せられております。一方、音がうるさいという苦情もございます。

これらへの対応でございますが、現在の設備については、設置後約15年以上が経過し、老朽化も進んでおり、さらにデジタル化への移行も検討する必要があることから、新たな子局の整備は難しいものと考えられますので、機器の音量調整等により対応してまいりたいと考えております。

なお、防災行政無線の放送内容につきましては、フリーダイヤルでも聞くことができますので、ご活用いただきますよう、お願いを申し上げます。

次に、質問事項6. 便利で快適な街づくりについて答弁いたします。

(1) ①、②につきましては、関連しておりますので、一括して答弁いたします。

ふれあいバスの利用状況は、平成20年度の実績で5コース合計の年間利用者数は、13万9千158人、1日平均381人、1便平均12.7人でございまして、最も利用者が多かった平成17年度の年間利用者数が、14万7千639人でございますので、これと比較しますと、人数で8千481人、率では5.7パーセントの減となっております、平成17年度からは、年々減少の傾向にございます。

このような状況の要因を検証する必要もあるものと考えておまして、現行の運行体系につきましては、平成19年9月1日から実施しておりますが、市民の方々からふれあいバスの利便性の向上や運行ルートなどにつきまして、その後もご意見・ご要望が寄せられていることなどからも、平成22年度において、数年ごとに実施することとしています定期見直しを行うこととしまして、市民公募やバスの利用が予想される各種団体の方々などを委員とします「ふれあいバス運行協議会」を設置して、運行体系全般にわたる検討をしていただく予定でございます。

平成11年10月に運行開始してから10年を経過したふれあいバスの運行が、将来にわたり安定的な運行を続けていくことが重要であると考えておまして、さらなる充実を図るために適切な改正を行ってまいりたいと考えております。

次に③ですが、公共交通は、高齢者をはじめ、地域住民が自立した社会生活をおくる上で欠かせないものとなっておりますが、全国、特に地方部では利用者の減少に伴って不採算路線からの撤退や路線廃止などの規模縮小が進み、公共交通の利便性低下が問題となっており、高齢化が進む中で、さらなる問題の悪化が懸念されております。

本市でも、民間バス路線は、自家用車の利用が市民の移動手段の中心となるに従って、路線の廃止、縮小が相次ぎ、現在は5路線まで減少しており、この5路線についても、生活交通路線として指定を受け、国及び県のほか、関係市の補助を受けても、なお赤字となっている2路線も含め、すべて赤字路線でございまして、関係自治体や千葉県、関係事業者などと千葉県バス対策地域協議会を設置し、路線バスのあり方について協議を重ねております。

また、いずれのバス路線も年々利用者が減少し、赤字額が増大している状況にありまして、路線バス事業者からは、関係自治体に対して運行経費の助成について、要望されているところでございます。

現時点では、関係自治体からバス事業者に対し、企業努力を求めている段階ですが、いずれ、これだけでは維持できない局面を迎えるものと予測されます。このような状況の中、新たな公共交通の誘致ということにつきましては、大変難しいところでございますが、地域の公共交通は、地域の社会経済の基盤であり、活力ある地域社会や環境への観点からも、市民の移動を支える生活交通手段として、鉄道、民間バス路線、ふれあいバスそれぞれの維持、充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、質問事項7. 自然環境の保全について答弁いたします。

(1)、①ですが、本市の大部分は平たんな大地にあり、市中央の市街地周囲に畑作地帯が広がり、さらにその周辺の低地には、谷津田など水田地帯も見られ、緑豊かな環境にあり、このことについては、多くの市民がよいところと認めているものと考えております。

また、防風機能や水源かん養機能等を有する森林も存在しますが、自然と親しめる場は十分とは言えない状況にあります。

市といたしましては、今後においても、この豊かな自然を次の世代に継承できるよう、自然の大切さに関する学習機会の拡充や啓発活動を推進しながら自然環境の保全、維持に努めてまいりたいと考えております。

次に②ですが、千葉県里山の保全整備及び活用の促進に関する条例に定義されている里山とは、人が日常生活を営んでいる地域に隣接し、または、近接する土地のうち、人による維持もしくは管理がなされており、もしくは、かつてなされていた一団の樹林地、またはこれと草地、湿地、水辺地、その他これらに類する状況にある土地とが一体となっている土地とされております。

NPO法人「エコやちまた」は、この条例に基づいた県知事の認定を受けて、現在、小谷流地先において里山活動を行っておりますが、これによって、市民が自然に親しむ場所と機会が増えることは、市といたしましても十分意義あることと、認識しております。

「エコやちまた」の里山活動の支援につきましては、平成19年度より、これまで3年間にわたり、県より活動費が交付されているところであり、市といたしましても、補助事業の活用について助言等支援を行ってきたところであります。

今後においても、NPO法人の活動計画委による事務手続等、里山活動による自然環境保全に対しまして支援を行ってまいりたいと考えております。

次に③ですが、NPO法人による里山活動の区域は、中心となる山林に田や畑が接続しております。このうち山林の整備は、ほぼ完了し、現在、田の環境整備を実施しているとのことであります。

市民や子どもたちが自然に親しめるよう里山を人々の憩いの場として開放することは、自然環境保護活動の促進になるものと思っておりますが、ご質問の「子どもの居場所づくり」と、里

山の活動とは内容が異ってまいりますので、里山と子どもたちとの連携を図るためには、NPO法人と他の関係機関とで十分協議することが必要と考えております。以上です。

○選挙管理委員会事務局長（長谷川淳一君）

それでは、質問事項3. 八街市選挙活動の啓発について答弁いたします。

(1) ①と②は関連しておりますので、一括して答弁いたします。

近年の傾向として、どの選挙においても期日前投票の投票率は上がっておりますが、先の県議補欠選挙が冬期の選挙ということで、気温が低く、朝夕の投票率が低かったこと、エンジンの収穫やスイカの準備等の農繁期に該当する地域及び新興住宅地の多い地域の投票率が低かったことが推測されます。

他県の投票に行かなかった理由のアンケート結果によりますと、「用事があったから」「適当な候補者がいなかったから」「投票しても政治や暮らしがよくなるわけではないから」という回答で50パーセントを占めております。

さらに、若年層の投票率が低く、「投票への義務感が薄れ、義務達成によりもたらされる満足感も少ない」「地域、組織への帰属意識が薄弱」「政治問題について傍観者となっている人が多い」などの結果が見られるとのことでもあります。

このことから、選挙権を得る前の段階から、民主主義の維持促進に貢献したという「満足感」を得られるようにするため、学校、行政及び家庭のそれぞれにおける政治教養教育を進めていく必要があるとの研究結果があるとのことでした。

また、今国会において選挙啓発費が削減され、少ない予算となりますが、本市の選挙投票率を高めるため、若い世代や将来有権者となる世代への啓発を行い、今後とも投票率向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

○教育長（川島澄男君）

質問事項4. 八街市総合計画2005の推進について答弁いたします。

(1) ①ですが、八街市総合計画2005の第2次基本計画の五の街めざします！心の豊かさを感じる街の「施策の体系」の中で「連携教育の推進」を記述しなかった理由については、連携教育のより一層の充実のためでございます。ご承知のとおり、本市の連携教育は13年にも及ぶ地道な取り組みを続けてきており、これまで多くの成果を上げております。とは言え、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化し、本市においても長欠児童・生徒の増加や生徒指導上の問題、学力低下など、多くの課題が見られます。これらの課題解決のためには、学校だけの努力や取り組みではどうすることもできない状況にあります。

これらの課題を解決し、子どもたちの健全育成を図っていくためには、学校と家庭、地域が今まで以上により強固な連携を図っていくことが何よりも大切です。

一方、従来の総合計画の中での連携教育の位置付けは、「幼児教育の充実」「学校教育の充実」「青少年の健全育成」と並列の関係でした。しかし、連携教育は幼児教育、学校教育、青少年の健全育成の全てに関わるものでございます。

教育委員会といたしましては、明日の八街市を担う心豊かでたくましく生きる子どもを育

てるため、関係各課が協力しながら、学校と家庭、地域との連携をより一層推進してまいります。

次に②、③につきましては、関連しておりますので、一括して答弁いたします。

青少年健全育成について、教育委員会では市民に対し、家庭の教育力向上のための家庭教育支援や地域の教育力を高めるための「地域コーディネーター講座」などの事業及び青少年健全育成に関連した運動などの啓発活動を実施することで、家庭・学校・地域が一体となった青少年健全育成の推進をするとともに、青少年に対して、生きる力や情操を身につけるための事業及び青少年相談員と連携した防犯活動、少年少女つどい大会などの事業を実施しております。

なお、青少年健全育成の施策は多岐にわたり、非行防止、児童虐待防止、社会的自立支援の促進、犯罪や有害環境等から守るための取り組みなどがあることから、関係機関や団体との連携の強化にも取り組んでいるところでございます。

次に、青少年健全育成班の設置についてですが、青少年健全育成は、国では内閣府を中心に法務省、厚生労働省、文部科学省などの複数の省庁で取り組んでおります。

また、千葉県では、環境生活部県民生活課青少年室で行っております。佐倉市では、教育委員会が行っていた青少年健全育成の取り組みを市長部局に移管し、児童青少年課を設置するなど、自治体によっては教育委員会以外の部署が青少年健全育成を担当している例もございます。

青少年健全育成の施策には、市長部局並びに教育委員会の複数の課が関係することから、施策を総合的に勘案した上で、青少年健全育成班としての設置の必要性について、今後、検討してまいりたいと考えております。

次に、質問事項5. 読書活動の普及について答弁いたします。

(1) ①ですが、現在、八街市内の書店数は4店で、うち大型店は2店であります。

なお、図書館が開館いたしました平成3年の書店数は4店で、うち大型店は1店でありました。

次に、②、③につきましては、関連がありますので、一括して答弁いたします。

昨年6月に2010年を「国民読書年」とすることが国会で決議され、この決議において読書への国民の意識を高めるため、政官民が協力し、国を挙げて、あらゆる努力を重ねることが宣言されたことから、国民読書年のポスターが送付され、既に館内に掲示しております。

国民読書年の啓発活動につきましては、図書館では、広報やちまたや図書館ホームページへの掲載などにより、周知を図ってまいります。

なお、国民読書年の冠をつける事業につきましては、特に考えておりませんが、あらゆる方々が読書の楽しみを広げることができるよう、現在、実施しております、幼児や大人を対象とした、おはなし会や講座の開催、来館が困難な高齢者や児童などへの移動図書館の巡回など、各種事業の一層の推進に努めてまいります。

また、昨年4月から毎週水曜日と金曜日を午後7時まで開館時間を延長しておりますが、

さらに平成22年度から、子どもの読書週間期間中の5月5日こどもの日、「やちまた教育の日月間」及び読書週間期間中の11月3日、文化の日の祝日を開館いたしまして、読書活動を推進してまいります。以上でございます。

○議長（北村新司君）

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午前10時50分)

(再開 午前11時01分)

○議長（北村新司君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○林 修三君

それでは、自席から幾つか、2回目の質問をさせていただきます。

初めに、産業まつりの駅前通路から会場地までのコーナーについて、これはちょっといろんなバスとか、いろんな条件の中では難しいというようなお答えがありましたけれども、確かに新しいことを始めていくわけですから、困難であるということはわかるんですけども、全体、構想的に考えていただく。例えば両側が無理であれば片側。あるいは、片側も全部が無理であればポイント、ポイント。それでも、なお無理であれば、どこか受付とか、あるいはのぼり旗とか、そういったものの工夫とか、新しいものを始めるには、そういったいろんなことが考えられていくわけですけども、そういう今できる範囲の中で、どうやってできるのかということあたりを警察や商工会、あるいは各関係団体と相談していけないものかどうか、その辺のことについて、お伺いします。

○経済環境部長（森井辰夫君）

産業まつりの会場でございますけれども、例年、八街中学校のグラウンドで開催しておるところでございます。その会場と駅北口周辺の会場を同時に結んでということであれば、確かにいいことであろうというふうに考えておりますけれども、いかんせん、いろんな問題も生じてまいります。それと、来年度の開催に当たりましては、現在、八街中学校の会場を使用しておりますけれども、この会場が八街中学校の武道館の建設に伴いまして、来年度は恐らく当地での開催は無理であろうということから、これはまた後で検討することになると思いますけれども、東小学校で開催せざるを得ないんじゃないかということもございまして、そうなりますと、やはり駅北口との一体性も失われてくるということから、今後、駅北口といかにして結び付けていくかということもあわせまして、今後、ちょっとよく検討させていただきたいというふうに考えます。

○林 修三君

基本的には、八街中学校であろうと東小学校であろうと、駅から通っていくわけですよ。私は、なぜここで、そういうことをお願いするかというと、さっきお話の中で申し上げたように、私はこの産業まつりを一市民だけのものではなくて、近隣市町村、あるいは、ひいて

は関東の方にまでも声をかけてPRしてほしいということをお願いしているわけですよ。となると、駅前を利用する人が非常に多くなってくると思うんですよ。ですから、駅においたら、今日は産業まつりをやっているのかということがわかる、そういうものが欲しいと思うんですよ。そこら辺については、いかがお考えですか。

○経済環境部長（森井辰夫君）

確かに議員のおっしゃいますとおり、駅に来るお客さんがおまして、そこで近くでやっているということは、大変重要なことであろうというふうに考えております。

また、何分とも地元の農産物等を広く市民並びに近県の人たちにPRをしていくんだということからしますと、大変重要なことであろうというふうに捉えておりますので、今後よくまた検討してまいりたいと考えております。

○林 修三君

いろいろと難しい課題があろうかと思えますけれども、やはり産業まつりという、私は非常に八街では大きなイベントで、しかも、私の知っている人には、「産業まつりがあるから遊びに来てくれよ」というようなことを言っているんですよ。ですから、もっともっと啓発し、大きな産業まつり、そして八街をアピールしていくには、そういった、いわゆる例えば会場地の中だけでちまちまと産業まつりをやっているということではなくて、もっと外に広げなきゃだめだと、私は思うんですよ。そういった意味合いで、ぜひ、前向きなご検討をお願いしたいと、このように考えます。

それから、食のグルメということで、今、全国でまちおこしの一環として、いろいろ研究されている。この間もテレビで成功した例、あるいは取り組もうとしていることで報道されておりましたけれども、八街市でも非常に多くの地場産物があるわけで、それを利用した食のグルメを、ぜひ、産業まつりでアピールしてほしいと。お答えがちょっと出ていたようですが、もう一回伺いたします。

○経済環境部長（森井辰夫君）

去年の産業まつりに当たりましては、農協青年部と協議をいたしまして、いわゆる芋煮を行うということで進んでおりました。残念ながら中止になったわけですが、今後とも、こういった新たなものの創作を考えていかなければならないのかなというふうに考えます。

○林 修三君

では、昨年ちょっと行えなかった、そういったものを含めて、ぜひ、そういう食のグルメ、八街の食のコーナー等について、積極的に取り組んでいただきたいなというふうにお願います。元気のある、まちおこしはやはり始めるに当たっては、大変困難な問題がたくさんあるかと思えますけれども、やはり積極的に取り組んでいくという姿勢がないと、やはり前に進んでいきませんので、開発、啓発、実践をアクティブに行っていただきたいなということで要望いたします。

次に、消防団活動についてなんですけれども、消防団活動をしていて思うのは、現在の活

動と若い人との考え方の中に、ちょっと大きなギャップがありますよね。このままでは本当にだんだんと衰退の一途をたどって行って、どうなるんだろうという心配があります。お答えにもいろいろありましたけれども、今ある組織の改革とか見直し、あるいは定数の見直し等、新しい消防とか、そういったものが全国的な減少傾向の中にも投げかけられているんじゃないかなと、私は思います。ぜひ、その辺について新しい消防のあり方ということについてのお考えをいま一度伺いいたします。

○総務部長（浅羽芳明君）

団員の実数が定数に及ばない状況にあるということは、これは事実でございます、私どもの方といたしましては、まずは消防団を取り巻く環境の整備等として、まず引き続き団員数確保に努力をしていきたいというふうには考えています。

それから、今、議員さんのお話にもありましたように、果たして現行の定数そのものが適正の数として実態に合っているかというような議論、これも必要というふうに考えています。事実、昨年12月に開催をいたしました消防委員会、この場で議題として提案をさせていただきました。その消防委員会の状況をちょっとお話しさせていただきますと、例えば定数を減らした場合に、分団の運営がどうなるのか。あるいは、実態として活動できない、していない、出られないような団員が存在していることも事実であって、そのような問題もあるのではないかと。あるいは、消防自動車、毎年整備をしておりますけれども、そういった施設を充実することで、必要となる団員数が抑えられるのではないかと。あるいは、組織の問題として、例えば部制等へ移行する、組織の見直しをすることの必要性、これもあるのではないかとというような、いろいろな意見が出されました。

いずれにいたしましても、消防活動が可能な適正人数の配置ということになるとは思いますけれども、これにつきましては、実際に活動していただいている分団のご意見、これを十分聞く必要がありますので、今後、地元分団の方とも意見交換をしながら、そのことについては継続をして検討をしていくんだということで、その消防委員会の方でも結論付けております。

○林 修三君

ぜひ、今お答えいただいたことを含めまして、やはりいろんな課題が山積しております消防団でございますので、いろんな課題をクリアしていく、一つ一つをクリアしていけるように、今後もそういう会議を重ねて、いい方向にお願いしたいなと思います。

先週の金曜日にも早朝火災がありました。たまたまちょっとしたボヤ程度で防げたことは幸いなんですけど、やはり消防団活動は市民の財産や尊い命を守るという大切な消防団活動なわけですね。一方で、そういう減少傾向があるということの課題をクリアしていくって、やはり市民から消防団、頼みますよ、お願いしますよという信頼のある消防団活動を目指して、今後ともご検討いただきたいということをお願いいたします。

次に、選挙の投票率についてでございますけれども、参政権というのは歴史的に国民の長い戦いの上で勝ち得られた貴重な国民の権利なんです。これを自ら放棄することのないよ

うな、これは市民の意識にも関わることなんですけれども、行政で、あるいは選挙投票をどうしていかなきゃいけないかということの立場で、それを考えていただきたいということを考えたときに、やはりいろんな啓発が求められてきます。例えば、投票率の低い地区は、私のデータの的には何箇所かの選挙地区に絞られてきます。そうすると、そういった低い投票率のところポイントを当てた重点地区の対策とか、そういったものも必要ではないのかなと思うんですが、それについて、いかがお考えでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（長谷川淳一君）

投票結果の分析をいたしますと、今、議員さんがおっしゃるとおり、投票率の低い地区というのは、やはり毎回同じような地区が投票率が低いという状況でございます。それで、ここを重点的に啓発を行うということが、投票率改善の大きなポイントなのかなというふうには考えておりますけれども、ただ、投票率向上に向けて、その有効な手だてといたしますのは、なかなか選挙管理委員会でも見出せないというのが実情でございますので、今後、投票率が低い地区、ここは、はっきり申し上げて有権者の多い地区が多いということも事実でございますので、これを絞って区長さん等と相談しながら、チラシ等の配布ですとか、選挙啓発を重点的に行っていくということも1つの方法だというふうに考えております。

○林 修三君

大変、啓発は日頃からの明るい選挙推進協議会とか、いろいろな中で取り組まれておまして、難しい課題があるかと思っておりますけれども、ただ、八街市は投票率がとにかく低いんだという事実があるわけですよ。そういうことに対して、何をどれだけ、どうしたんだということを、やはりもう一度考えていく必要があるかと思っております。そういったときに、お答えの中にありました、若い人に向けた啓発、お話をするとか、あるいは政治学習をするとか、そういったことも必要なんですけれども、八街市はとにかく選挙投票率が低いんだと。では、どうするということの感覚が必要かなと。投票率の低さは納税率と残念ながら比例する、相関関係にあるようにも思えるんですよ。そうすると、投票率が高まるということは、国民が市民意識のもとに納税率も高まるということになるんですよ。私は、そう思っています。

ですから、そういった意味合いで、あるいは高校へ行って、まだこれから選挙権を取得する高校生であっても、高校に対しても、そういった政治学習、参政権の学習をしてもらうとか、あるいは、もう小学校・中学校でも行われているようですけれども、さらに保護者を巻き込んで、そういった参政権のことを教えるとか、何らかの手だてをとっていかなければ、このままの八街では、投票率は下がっていつてしまう。まして、これから4度にわたる選挙があるわけですから、このやはり投票率を高める手だてを、ぜひ、とっていただきたいと、これはお願いでございます。よろしくお願いたします。

次に、総合計画2005の中の第2次基本計画中、連携教育が削除されたということについて、さっき教育長から、説明がありましたけれども、私は第1次の基本計画はそれなりの意味があって施策の内容に取り組まれたものではないかと思っております。それなのに、第2次基本計画の中にはなかった。これは、非常に私は理解しがたい。説明がちょっとあり

ましたけれども、しかし、今、地域・家庭・学校の連携をぜひうたっているということを教育長さんは述べているわけですよ。教育委員会の重点施策と出ているわけですよ。にも関わらず、ここになくなってしまったということについて、もう一度お伺いします。

○教育次長（尾高幸子君）

連携教育の推進という項目を記述していなかったことにつきましては、幼児教育、学校教育、青少年健全育成という文言で、施策体系をまとめたもので、特に意図を持って連携教育の推進の項目を削除したものではありません。それは先ほど教育長の方から答弁させていただいたところでございます。

幼小中高連携教育の根幹は、とりもなおさず、学校教育にあることから、第2次基本計画では学校教育の充実の項目に包含した施策体系としたもので、第1次基本計画と第2次基本計画に何ら差異のあるものではありません。施策の基本理念は幼児教育、学校教育、青少年健全育成をいかに進めていくかにあると、私は考えております。

なお、誠和会の古川宏史議員、小高良則議員の一般質問でもお答えしたところではございますが、全国に先駆けて平成9年度から取り組んできた幼小中高連携教育を、より望ましい連携教育とするために、11月12日を八街教育の日と定め、学校・家庭・地域が連携し、望ましい教育環境づくりを作っています。

また、特別支援員の増員、学力推進員を各小学校に1名配置して、学力向上に努め、学校司書補助員、ITC支援員の有効活用を図るほか、公民館、図書館、郷土資料館を5月5日及び11月3日の祝日を開館するなど、幼小中高連携教育の充実を図りながら、子どもの教育、健全育成の充実に努め、生涯学習教育を活かすことのできる機会づくりに支援してまいり所存でございますので、どうかご理解していただきたいと思っております。以上です。

○林 修三君

わかりましたんですけれども、ぜひ、中身的にこの連携教育が、これからもより一層展開されることをお願いしたいと。ちょっとお答えの中で少し心配なのは、連携教育と学校教育で、学校教育にちょっと偏っている気がするんですよ、お答えの中で。連携教育というのは、すべての中で行わなきゃいけないわけですから、ちょっと私の解釈違いかもしれませんが、お願いしたいのですから、連携教育の重要性、教育長の答弁や、あるいは前からの重点施策等の中で、強く訴えられているわけですから、より一層、取り組めることをちょっとお願いしたいというように思います。

次に、青少年健全育成班ということについて、ちょっとお願いしたいんですけれども、健全育成都市宣言の街を標榜して、現在、教育委員会、社会教育課が担当しています。しかし、これって非常に大きな内容の取り組みなんですね、青少年健全育成都市宣言として健全育成は。それで、この社会教育課が担当している、そのものについてのお考えをちょっと総務部長、どのようにお考えですか。

○総務部長（浅羽芳明君）

教育長の方の答弁にもございましたけれども、この施策につきましては、多岐にわたって

いるということで、市長部局、それから教育委員会事務局、複数の課が関係をしているというふうには認識しております。例えば防犯の関係であるとか、児童虐待の関係、あるいは自立支援、家庭教育関係、社会教育関係、スポーツ関係、多岐にわたっているということで、理解をしております。当然、連携を強化していかなければならないということは、十分に認識をしております。現在、社会教育課が行っているということについてのということでございますけれども、これらの施策を進めるに当たりましては、今、議員さんの方にもありましたけれども、総合的に所管していく部門として、市長部局がいいのか、あるいは教育委員会の部門が適当なのかと。これについては、いろいろ考え方はあると思いますけれども、まずは現行の体制、いわゆる社会教育課の所管の中で、関係各課の連携を強化していく、この取り組みが、優先されるべきではないかというふうに思っておりますので、そういった組織づくりをした中で、所管をどうするのか。あるいは、ご質問にもありますような育成班、この設置をどうするのか。こういったことについても、その中で必然的に議論がなされるのではないかということで、現在のところは捉えておるところでございます。

○林 修三君

ぜひ、今お答えにありましたようなことを、これから検討、話を深めていっていただきたいということを、まずお願いします。

教育委員会、社会教育課は、土日に非常に事業が多い課でございます。その上で、普段のこともたくさんあって、いろんな事業、あるいは社会教育関係団体、文化関係、文化財と非常に多彩な担当課なんですね、社会教育課というのは。大変忙しい中で、そして現体制の中で、私は恐らくアップアップの状況じゃないかと考えています。とすれば、この大きな青少年健全育成のことについて、社会教育課だけが抱えちゃっていいのかという課題があるんですよ。現実には千葉県では、平成20年1月に青少年の自立と共生のためにをテーマに千葉県青少年健全育成計画を策定していますよね。この策定には、総合企画部や総務部、健康福祉部、環境生活部、商工労働部、教育長、教育振興部等、12の部が本部員となって取り組み、事務局は県民生活課にあったんですね。そういうことを考えたときに、やはり八街市でも、せっかく青少年健全育成都市宣言の街というのを宣言したわけですから、これから、じゃあどうするんだといったときに、一社会教育担当だけでは、荷が重過ぎると思うんですよ。その辺を十分考慮に入れて、先ほどのお答えの中でも会議を重ねる中で、市全体で取り組んでいただけることを特に要望したいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、八街市立図書館のことなんですけれども、22年度の予算と昨年比、それから図書館の図書の購入数、これも昨年比と比べて、どうなのか教えてください。

○教育次長（尾高幸子君）

平成21年度の予算額につきましては、1千596万2千円でございます。本年度につきましては、1千439万5千円、対前年度比9.8パーセントの減でございます。

21年度のまだ年度途中ですので、その中で図書費としては、1千270万7千745円、8千721冊、執行率が83.8パーセントでございます。

なお、予算は減になっているものの、やはり教育委員会といたしましては、児童・生徒の心豊かな部分をはぐくむために、子どもたちが本を身近に感じるように努力していく所存でございます。現在、児童書として1万6千902冊ございますので、この辺を有効活用しながら、移動図書館の充実、あるいは、今、学校司書補助員ということで、昨年度から配置してございます。図書館の司書職員と学校司書補助員が連携しながら学校の図書の実用並びに図書館の児童書の有効活用ということの中で、子どもたちに本に親しんでもらえるように予算は少ないんですが、有効に子どもたちのために努めてまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○林 修三君

各議員さんにも別添資料で、国民読書年について、ちょっと配付させていただきましたけれども、今年は国民読書年に当たるということなんですね。国の施策の中にうたって、そしてポスターも配布されたというようなことの中で、予算がちょっと昨年よりも減っているということについても、ちょっといかがなものかなと、私は思うんですけども、それに加えて、どうも八街市の図書館の果たす役割が、この国民読書年に非常に大きいと私は考えますが、それに向けた取り組みが弱いように思うんですが、その点についてはいかがお考えでしょうか。

○教育次長（尾高幸子君）

やはり1館の図書館でございますので、その辺のニュアンスの相違はあると思います。しかし、今、図書館では、先ほども教育長の方から答弁があったように、祝日開館、5月5日と11月3日にはありますけれども、それと時間外の午後7時までの開館、それらを一步一步できるところから進めていながら、市民に何を提供していかなきゃいけないのかということの中で考えておるところでございます。やはり、図書館は今パソコンでの本の予約だとか、携帯電話でも予約できるとか、その通信網もしっかりとした根を生えてございますので、この辺のPRをしていながら、やはり図書館に来られない方、また、来た方たちに図書館って本当にすばらしいというようなPRを進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○林 修三君

図書館におかれては、いろんな形で努力されているということに対しては敬意を表したいと思いますし、ありがたいことでございます。ただ、ちょっと先ほど申し上げましたように今年が国民読書年だということは、そのことを市民に啓発して行って、そして読書好きの子ども、読書する大人たちを作っていく絶好の機会なんですね。ですから、そういう節目、節目の機会を逃すことはないと思うんですよ。ただ、そういう点では、ちょっとまだ少し弱かったかなと、私は捉えています。ですから、今後まだこれからですので、ぜひ、そういった啓発活動をお願いしたい。特にその中でも、各学校に司書教諭を配置していただいています。ぜひ、その司書教諭をフルに活用していただいて、この国民読書年だけではないんですけども、読書の好きな子どもたちを作っていくということの姿勢を強く持っていただきたいと

いうことをお願いいたします。

次に、これと関連するんですけれども、読書は国語力を高める重要なものであると同時に、そのベースとなる読解力を深めるわけですよ。それを考えていったときに、今、市教育委員会では学力向上を目指して、学力向上推進員を各校に配置していただく予算を付けております。この学力を付けるということは、そのベースの中に読書を考えなきゃいけないんですよ。理科とか、数学、算数とか、英語とかありますけれども、テストを考えていたときにすべて基本は読解力なんですよ。読んで意味がわからない子どもじゃテスト答えられないんですよ。だから、基本となる読書が大事なんですよ。そういった意味合いからすると、その学力向上のことについても、これが読書がベースとなると思うんですよ。教育長、その辺いかが、お考えですか。

○教育長（川島澄男君）

私も議員さんのおっしゃるとおり、まず、算数にしても、理科にしても、社会にしても問題を解くということは、読むことが大事だと。読んで、その中にどういう質問があるかということを理解することが大事だと考えております。そういう意味からも図書館でもできること、学校図書館でもできることを推進してまいりたいと思います。以上です。

○林 修三君

ぜひ、学校でも指導に当たる先生方も、そういう意識を持っていただきたいし、また、先ほど申しあげましたように、司書さんが各学校に配置されたことは非常にいい機会でもあると思います。読書離れが進んでいる一方で、学校を核にして本好きの子ども、そして読書することによって学力が高まっていくことを私は願いたいと思いますし、その機会を例えば学校でいえば、朝読書を励行していくとか、学校図書館の非常に有効的な活用をするとか、そういった、あるいは市立図書館と学校との連携、これを深めていただいて、ぜひ、取り組みをしていただきたいとお願いいたします。

それから、厳しい財政状況の中で、現在のふれあいバスのことなんですけれども、運行協議会等の会合の中でも、さらにこれを区長と相談していくということがございました。財政的には必ずしも、このふれあいバスが有効的に使われているかということを見ると、果たしてどうかなというところもあります。しかし、一方では、なくなってしまうたら、これは大変な問題でもありますので、先ほど、私がお願いしたように、時間帯の中で例えば朝のときはちょっと急いで目的地に行きたいという市民がいると思うんですね。そういったときの足の確保のためのふれあいバス。あと、立地においては高齢者等がたくさん使うと思うんですけれども、そういった意味での有効なふれあいバス、つまり二元化した考え方も必要になってくるんじゃないかなと思います。

非常に難しい問題が、この中にあるわけなんですけれども、ぜひ、運行協議会の中のそういう話し合いの中で、ふれあいバスの有効活用について、いま一度よくご検討いただきたいことをこれはお願いしておきたいと思います。

最後に里山のことについてなんですが、お答えの中で子どもの居場所づくりと里山とちよ

っと内容が違うというようなことがありました。ちょっとこの辺について、もう一度お答えいただきます。

○経済環境部長（森井辰夫君）

里山活動につきましては、先ほど市長答弁の中であつたところでございますけれども、ご指摘のこの小谷流の当該地におきましては、山林部分は、ほとんど完成をいたしまして、現在、水田部分を整備しているというような状況でございます。そもそも里山整備に当たりましては、完成後は子どもたちが、そこに来て体験学習や遊びをしていただくというところは想定してございます。しかしながら、そこを居場所とすることに当たりましては、ただ、そこに子どもたちがいてもらうということだけでなく、いろんな制約が発生してくるんじゃないかなろうかというふうに考えております。

例えば子どもたちを管理する人も必要になってくると思われまして、そういった意味合いにおいて、若干違ってくるのかなということでございます。

○林 修三君

ちょっと受け止め方、考え方の違いが、そこにはあろうかと思いますが、私が思っているのは、とにかく里山が整備されたその場所に、やはり親子で一緒に行くとか、あるいは学校でちょっと学習の一環として行くとか、いろんな事が出てきますよね。そういったとき、あるいは土日が自由に高齢者を含めて、そこに行きたいとか、そういう場所であってほしいという願いがあるんですね。居場所というちょっと言い方は悪いかもしれませんが、やはり自然体験をする場が子どもたち非常に少なくなっている中で、この里山の有効活用は、そういう意味で大変子どもたちにとっては有意義なるものだと考えるわけですね。あと、管理の問題とか、いろんな問題が発生してくるとは思いますが、やはり気軽に子どもたちが行って、それで過ごせる場所という感覚の中で、ぜひ、まだ今いろいろとてこ入れしなきゃいけない小谷流地先の里山についても、より一層、子どもたちが、あるいは大人が集まれるような場所にさせていただけるようなご支援をこれからもお願いしたいということの要望でございます。お答えの中に支援していくんだということもありますので、感謝を申し上げたいと思いますが、これからも里山がちょっと場所的に離れていますね。そうすると、先ほどのふれあいバスの有効利用とか、いろんなことが考えられてきます。そういった意味合いで八街の自然を子どもたちが、とにかく有効に活用して八街はいいところだぞと思えるような里山整備の支援を今後ともお願いしたいということでございますので、ご理解いただきたいし、これからも取り組みをお願いしたいと、このように考えます。あくまでも、これは民間のエコやちまたが取り組むことではございますが、やはり市としても支援していただきたいということを重ねてお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（北村新司君）

以上で、誠和会、林修三議員の個人質問を終了します。

次に、日本共産党、京増藤江議員の個人質問を許します。

○京増藤江君

それでは、私は「命と暮らしを守る国保に」「教育問題」の2点にわたって質問いたします。

まず、命と暮らしを守る国保についてのうち、払える国保についてです。

平成20年度の国保税の収納率は、不況のもと徴収強化をしても現年度分で76.18パーセント、過年度分を合わせると42.45パーセントと、前年度より3.24パーセントも低下し、収納率全国ワースト1が続いています。八街市の国保財政をどう立て直すのかが問われていますが、八街市は収納率低下について、どのように考えているのか伺います。

所得が低い世帯に対し、7割、5割、2割軽減措置が講じられており、国保加入世帯の約67パーセントが対象世帯となっています。そのうち、7割軽減は34パーセントと半分以上を占めており、生活実態に応じた国保税でなければ払い切れないことは、滞納世帯の所得状況を見ても明らかです。所得が100万円以下の世帯の滞納割合は28パーセント、200万円以下では19.1パーセントで、所得200万円以下の世帯の47.1パーセントが国保税を滞納しています。払えなければ、高い延滞金がつきます。10万円を滞納すると1年後には延滞金が1万3千700円、2年後には2万7千400円になります。30万円を2年滞納すると8万2千400円加算されます。納税催告書は税額と延滞金の合計が記入されているため、書類を見た方からは、「払えるわけがなく、どうしたらいいのか途方に暮れていた」、こういう声が上がっています。

延滞金の免除を検討するという答弁が初日にありましたけれども、この生活悪化のもと、早急な検討を再度求めるがどうか。

また、所得が200万円以下の世帯の半数近くが滞納していることから、所得が低い世帯への対策が求められています。払える国保にするために、応益割の負担増を見直すべきと思うがどうか。

次に、一般会計からの繰り入れについてです。

市長は一般会計からの繰り入れは、国保加入者以外の市民も含めた負担となり、不公平感を招く懸念があると今まで答弁されております。しかし、国保には全世帯の約半分が加入しており、今加入していなくても、将来加入する可能性があり、多くの人に関係があるものです。

市民の暮らしが大変な今こそ、市民の命と暮らしを守るという自治体本来の仕事に立ち戻るべきです。

以前は一般会計からの繰り入れがありましたが、20年以降は繰り入れゼロです。繰り入れを再開し、払える国保にすることを求めるがどうか。

次に、「すべての世帯に保険証交付を」についてです。

平成21年12月31日現在、使用できる期間が決められている短期保険証対象世帯は2千468世帯です。そのうち、保険証を交付されていない窓口に留め置きされている世帯は590世帯、病院窓口で医療費を10割払わなければならない資格証世帯は381世帯に上り、合計で971世帯、約7パーセントの世帯が保険証を持っておりません。全国保険医団

体連合会の2007年度調査によると、病院窓口で医療費全額を支払わなければならない資格証の交付を受けた人の受診率は、一般被保険者の53分の1にとどまっており、国保税を払えない人は、具合が悪くても我慢せざるを得ません。八街市でも保険証がないために病院に行くのが遅れて重体になった人があります。国保は社会保障であり、国保法第2条、第36条では被保険者が医療を受けることは権利として保障されています。保険証の取り上げはこの権利を奪うものであり、国民皆保険を下支えする国保の役割を果たすことができません。保険証の窓口への留め置きと資格証明書の交付を廃止し、すべての世帯に保険証を交付すべきと思うがどうか。

次に、予防医療の充実をについてです。

脳ドッグへの助成についてですが、先日の答弁では助成をしないということでしたが、八街市において、平成21年11月審査分では、入院件数が一番多いのは脳梗塞、3番目は脳内出血です。入院外では脳梗塞は3番目であり、早期発見は大変重要です。早期の実施を求めるがいかがか。

また、各地域での健康推進活動についてですが、「第2次基本計画策定基礎調査報告書」によりますと「老後を考えたとき、どのようなことに不安を感じますか」という問いに対して「心身の健康のこと」、これが約72パーセント、「家族やご自身の介護のこと」、これに不安な方が68パーセントということで1位、2位を占めています。健康や介護への不安が強い一方で、健康増進への市民の皆さんの意欲は大変強く、積極的に活動されています。12月議会でも取り上げましたが、市民の皆さんの知恵と力を貸していただき、各地域での健康推進活動を求めるがいかがか。

次に、教育問題について、新教育長の教育方針について3点伺います。

新年度予算では、小学校に学力向上推進員を8名配置する予算が計上されており、各小学校に1名ずつ配置する計画です。日本共産党は子どもたちが勉強がよくわかり、いじめなどにも早期に対処できるよう、先生を増やして複数担任制にするよう一貫して要求してきました。今回の各小学校に1名ずつ配置できることは一歩前進であり、大変評価するものです。

8名増員して、5年生の算数に対処するということですが、算数の理解には国語力も求められると思いますが、基礎学力の向上について、どのような方針か。

また、八街市では、年間30日以上休んでいる不登校の子どもたち、また、不登校と思われる子どもたちは258名に上っています。友達や先生と関わりながら成長すべき子ども時代に、学校に行きたくても行けない不登校の子どもたちの行き場がない状況が続いています。抜本的な対策を求めるがどうか。

そのほかに、15日から29日休んでいる小学生は165名、中学生は104名です。休みがちになった時点での有効な対策が必要と思うがどうか。

最後に、親同士が気軽に教育談義などができる場所の設置を求めるがいかがか。

以上の質問に対して、明解な答弁を求めます。

○市長（長谷川健一君）

個人質問、日本共産党、京増藤江議員の質問に答弁をいたします。

初めに、質問事項1. 命と暮らしを守る国保について答弁いたします。

(1) ①ですが、国民健康保険事業に要する費用の財源は、国や県などからの交付金と国民健康保険加入者にご負担していただく保険税により賄っております。国民健康保険事業は、国民健康保険の加入者の皆様に課税した保険税を納めていただくことで、歳入と歳出のバランスが釣り合い、健全な国保運営が保てるところであります。

そのために、保険税収納の影響は国保財政にとって、とても重大なことだと認識しております。しかしながら、景気回復の兆しが見えない状況の中、所得の低下や失業といった状況が増えており、全国的にも収納率が低下していることも事実でございます。

また、従来からの納税義務の意識低下も否めず、収納率の回復には課題が多くなっております。

このような状況のため、本市は国保財政調整基金や一般会計からの繰り入れにより、財源不足額を補てんし、非常に厳しい財政運営が続いておりますので、今後とも休日・夜間の納税相談、集中滞納整理など継続し、収納率の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、②ですが、丸山議員の代表質問でも答弁いたしました。延滞金の減免につきましては、地方税法に規定されており、一般的には、やむを得ない理由があると認められた場合に限り、認められるものとされております。

やむを得ない理由の主なものとしては、納税者の財産が震災、風水害、火災等の災害を受け、または盗難にあった場合、また納税者または生計を一にする親族が病気にかかり、または負傷したため多額の支出を要した場合などが挙げられます。

本市では、このような方々から延滞金減免申請書の提出があった場合には、法令等に合致しているか審査した上で、決定しているところでありますが、今後は何らかの形で減免事由を明示していく必要があると思われまますので、要項・要領等の制定を含めて検討してまいりたいと考えております。

次に③ですが、国民健康保険は、退職者や無業者等も含め、他の被用者保険制度等の対象とならないすべての方を対象としている構造的な要因により、低所得階層の方が比較的多く加入しておりますが、この低所得の方にも保険税をご負担していただくこととなることから保険税の軽減制度が設けられております。しかし、この軽減措置も所得の申告をしていない場合には、この制度も利用することができません。この軽減措置による軽減額は、所得により最大で7割となり、段階的に5割・2割軽減となります。

その他に、災害や失業などの特別な理由により、一時的、臨時的に収入が大幅に減少したときに、保険税の支払いを猶予、もしくは減免できる八街市国民健康保険税条例第24条及び八街市国民健康保険税減免取扱要綱を定め運用しているところです。

次に④ですが、先ほども述べましたが、本市の国民健康保険財政は非常に厳しい状況にあり、財政調整基金を取り崩しながら運営している状況にあります。国民健康保険事業は、保険税等の収入に応じて医療給付費等の支出を抑制することができません。そのため、給付費

などの支出に合わせた予算編成を行わなければなりません。既に財政調整基金は底が見え、医療費が増加していく場合には、保険税を上げるか、一般会計からの繰り入れにより賄うか、どちらかを選択することとなります。

しかしながら、一般会計からの繰り入れは、国保加入者以外の市民からも負担をしていたり、不公平感を招くことが懸念されます。このことから、一般会計からの繰り入れには頼らない国民健康保険の運営を目指していく必要があると考えております。

次に、(2)①ですが、資格証明書の交付は、国民健康保険法第9条に規定されており、納期限から1年が経過するまでの間に保険税を納付しない場合においては、災害、その他、特別の事情があると、認められる場合を除き、当該世帯主に対し、被保険者証の返還を求め資格証明書を交付することとされております。

しかし、本市では、納期限から1年を経過する保険税の滞納がある場合でも、直ちに資格証明書を交付しているわけではなく、短期被保険者証制度を活用し、納税を促す猶予措置をとっております。

なお、現在は資格証明書交付世帯であっても、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間のある者につきましては、短期被保険者証を交付する取り扱いとなっております。さらに、15歳の年齢制限につきましては、18歳に引き上げをする検討もなされております。

資格証明書の交付措置につきましては、厳しい措置とは思いますが、国民健康保険制度を守っていくため、必要な制度であると理解しており、今後も資格証明書の取り扱いにつきましては継続していく考えでおります。

次に、(3)①ですが、山口孝弘議員に答弁いたしましたとおり、予防医療としての特定健康診査をがん健診とあわせて受診できるようにするなど、健診内容の拡充をしていくことで、受診率の向上を図るとともに、今後の受診状況等を注視しながら、まずは、受診率向上のための方策の一つとして、個別検診の導入についての検討を行い、人間ドックの助成、さらには脳ドックの助成については、その後、検討してまいりたいと考えております。

次に②ですが、国においては、「健康日本21」の中で、生活習慣病や寝たきり予防など健康寿命の延伸を図るため、健康管理を自ら継続して行うことができるよう支援していくことが重要と位置づけられています。

本市では、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査を実施しているところですが、市民一人ひとりの自己管理による心と身体の健康づくりの普及と啓発を図り、食生活や運動など生活習慣の改善を促進するため、各種健康教育を実施しています。

今年度は、生活習慣病後援会の実施及び「燃やせ脂肪！教室」という健康教室を10月から12月にかけて11回実施しています。この教室は生活習慣の改善が行えるよう支援することを目的とし、調理実習による食生活の改善、ウォーキングやボールなどを使用する3B体操の実技などを行いました。

また、教室終了後も運動習慣が継続できるよう1月から3月にウォーキング会を実施して

います。その他にも、市で委嘱しております保健推進員が各地区の団体からの依頼により「伝達講習会」として健康づくりの普及を図るための活動を行っております。

これからも、市民の皆様が明るく元気に生き生きと暮らせるよう健康づくりを支援していく所存でございます。以上です。

○議長（北村新司君）

答弁中ではありますが、ここで、昼食のため、しばらく休憩をいたします。

午後は、1時10分から再開いたします。

(休憩 午前11時57分)

(再開 午後 1時10分)

○議長（北村新司君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○教育長（川島澄男君）

質問事項2. 教育問題について答弁いたします。

(1) ①ですが、基礎学力の向上については、代表質問4、古川宏史議員に答弁したとおりでございます。

基礎学力の向上につきましては、教育委員会の重要施策の1つとして、今後も積極的に取り組んでいく所存です。

次に②ですが、いじめ・不登校については、個人質問3、中田眞司議員に答弁したとおりでございます。

いじめ・不登校の問題につきましては、教育委員会といたしましても、解消すべき重要な問題の1つとして、今後も積極的に取り組んでいく所存です。

次に③ですが、親の交流の場につきましては、保護者会や各学校で開設している家庭教育学級、PTAの会合等があります。特に家庭教育学級では、各学校で家庭教育主事が中心となって、保護者と学校との連携による、家庭教育力の向上を図るための学級運営を行っているところであります。

なお、親が交流できる場として、常時各学校に親が集まれる部屋を用意してはどうかということですが、市では総合保健福祉センターの一室やスポーツプラザの一室を子育て親子の交流の場として開放しており、市民に利用していただいております。学校の一室を常時親が集まれる部屋として開放することは、現在考えておりません。以上でございます。

○京増藤江君

それでは、順次質問いたします。

まず、払える国保にという項目ですけれども、収納率低下をどのように考えているのかというところで、不況のもとで収入が減っている、こういうことも原因であろうと市長は答弁されました。そして、夜間や休日にも対応して収納率を上げていく、このように答弁されたんですけれども、確かに、こういうことも必要だと思うんですが、例えば夜間、火曜日の8

時までやっておりますが、市民の皆さん、仕事でなかなか8時までには帰れない。そういう方々もたくさんいらっしゃいます。そして、もうお金がないわけですから、幾ら収納率を向上させようとしても、それだけではとても向上にはつながりません。そして、払えない方々が滞納した場合に、納税催告書、こういう用紙が送られてきます。そして、税額が書いてあって延滞金も書いてあって、合計が書いてあるんです。その納税催告書の文章なんですけれども、下記のことについて、納付期限までに完納してくださいとか、そして、納付が確認されない場合は滞納処分に移行することもあります。このように大変、読んだときに完納しなきゃいけないのか、滞納処分もあるのかと、本当に払えないから困っているのに、見ただけでとても払えない、怖いものだ。私も、この文章を読んで本当にそう思うんですよ。

ですから、例えば、こういう文章を送るときに、これだけの滞納金があります。そして延滞金もこれぐらいあるんですけれどもみたいな、ちょっと皆さんが読んでも安心して読める。そして、相談にも行けるんじゃないかなと、そういう私は催告書にする必要があるんじゃないかと、このように思います。お金がないんですから、滞納金を別にするなど、皆さんが相談しやすくする方向でしていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○国保年金課長（石毛 勝君）

ご答弁いたしますが、これは催告書はあくまでも法にのっとった形での文章表現になってございます。今、これが来ると払わなきゃいけない、完納しなきゃいけないというのが、ご質問の中にありましたけれども、基本的には払っていただかなければいけないというのが、私どもの通知の内容でございますので、あとは納税相談等に来ていただいて、その中で初めて相対する方の納税者の生活状況ですとか、そういうものを十分把握した上で、ご相談に乗るという形で納税課の方でやってございます。文章表現につきましては、これをどういうふうにやわらかくしていくのかということだと思っておりますが、基本的に法にのっとった督促状、催告書、これはそういう形でお出ししていますので、これはちょっと難しいかと思っております。

○京増藤江君

ですからね、課長、相談に来られないんですよ、怖くて。ですから、先日も救急車で運ばれて、本当に困ってしまって電話が来たんですよ。「どうしたらいいですか。保険証がないんです」、このような相談なんです。命に関わるんですよ。それで、その方と一緒に市役所に来たときに対応してくれました。その間にどうして今まで相談に来なかったんですかとお聞きしましたら、「やはりこんなにためてしまって、とても払える状況にない。自分は正社員で働いていないんです」と、このようにおっしゃっているわけです。本当に相談に来られないんですよ。だから、本当なら前から具合が悪かったのに、我慢して救急車で運ばれたんですよ。そして重体になられたわけです。

ですから、市民の皆さんがどうしたら困ったときにいち早く相談に来られるのか。そういう方向をとっていただきたいわけなんです。法律で決まっているから、これ出さなきゃならない。それはいいですよ、出さなきゃならないなら。だけど、その前にどうやったら市民の皆さんが相談に来られるのか。重体にならなくて済むのか。私は、このことを本当に真剣に

考えていただきたい。いかがですか。

○国保年金課長（石毛 勝君）

まず、当然その催告書は年に2回ほど出す形になっています。そのほかに当然のごとく滞納、お支払いされていない状況があれば、その都度、お電話等で確認をしたり、とにかく私ども現年度分がきちっと納付されるかというのが、まず基本でございます。次の年に滞納分を回さないというのが、私どもの原則でございますので、早い時期にお忘れではございませんかという形でのお電話を差し上げたり、通知も差し上げてございます。その段階で万一納付について疑問、または相談事ございましたら、窓口の方へいらしてくださいという通知も事前には出してございますので、催告書が出る前には、私どもそういう形での市民の立場に立った形で対応させていただいているというところでございます。

○京増藤江君

確かに窓口では本当に一生懸命ですよ。そして、私も一緒に来て相談をされた方は、これからどのようにして納付しましょうかと、そのように安心して相談ができるんです。先ほど質問の中で言いましたけれども、短期保険証の対象者590世帯、この方々も相談に来られなくて保険証がないわけですよ。本当に自分1人ではなかなか相談にも来られない。本当に市民の命、健康をどうやって守っていくのか。この姿勢が今本当に問われていると思います。

それで、お金がなくて払えない方々、本当にどこまでも大変なことになっています。丸山議員の質問でもありましたけれども、滞納していると入院した場合に普通の収入の場合、約9万円が限度額となっていますけれども、限度額確認書をもらえない。私も先日、相談を受けた方が病院から限度額確認書をもらってくださいと病院に言われましたと、このような相談があったんですけれども、滞納している方には出せませんと、こういう、これは決められているんですが、この前の質問のときに、今後特別な理由がある場合には認める要綱を作る方向だという答弁だったと思うんですが、これは早急に作っていただきたいと。そして、できる前でも、きちんと相談をして分納していく、そういう確約ができた場合には、ぜひこの限度額確認書を発行していただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○国保年金課長（石毛 勝君）

丸山議員さんのご質問の中で、その特別な事情等、事務局の方でも十分把握しているのかというご質問で、私がお答えしたわけでございますが、その特別な事情、厚生省から通達が来ている文書については、当然理解してございます。その特別な事情があつて納税ができない場合ということでございますので、基本的に納税ができない理由についてきちっと調査をして、その上で、それが該当するものであれば、認定書を出すことができると。そういうような規定になってございますので、まず、納税義務に対しての私どもの調査をさせていただくということになろうかと思えます。

○京増藤江君

それでは、私、先日、相談の中で滞納していて出せないということがあったんですが、こ

れは調査をしていただいて、出してもらえる、こういう可能性はあるわけですね。

○国保年金課長（石毛 勝君）

ですから、まず納税についての調査をするということでございますので、としますと当然のごとく、その前に減免制度というのがございます。税の減免制度に該当するかどうかということとラップしてきますので、その辺をともに調査をした上で、該当するかどうかというものを限定していくということでございます。

○京増藤江君

この免除制度、本当にあるんですけども、前年度よりも収入が減ったときとか、これも割合がありますけれども、災害に遭ったときとか、そういう状況なんです。そういう内容ですね。普段から所得が低くて、収入が低くて前年度よりも少なくなったら暮らしていけない。こういう方々には何の役にも立たない。本当に市民の皆さんの生活実態に合っていない。

ですから、この減免の内容、例えば生活保護の1.5倍以下の収入だったら認めるとか、そういう方向に、この減免内容をしっかりと市民の皆さんの生活実態に合わせたものに、私は作り直していく必要があると思うんですが、どうでしょうか。

○国保年金課長（石毛 勝君）

減免制度につきましても、以前からご質問いただいています、具体的に生活保護基準に合ったものということで、今まで進んでおったわけですが、今の景気の状況、またはそういうものも含めまして、千葉県内の調査を含めて、概ね1.2倍から1.5倍という、今のお話があったように、その範囲でやられているところも多うございます。そういうものを加味しまして、八街市としましても、取扱基準を作ろうということで、今作業を進めているところでございます。

○京増藤江君

ぜひ、これは早急に、そして八街市の皆さんは所得が低いということを考えましても、1.5倍、こういうことを基準にしてやっていただきたいと思います。

それから、一般会計からの繰り入れ再開について、市長は今までずっと答弁されてきたように、今回も一般会計からの繰り入れは国保に加入されていない人からみれば不公平感があると、同じ答弁をされています。市民の皆さんの生活が本当に大変になっているのに、何とかしてあげたい。こういう気持ちが伝わってきません。市長は4年間の任期が終われば、そのときには、約1千800万円の退職金を手にする。本当に市民の皆さんが市長から見ればわずかな国保税かもしれない。その国保税に苦しんでいる。こういう気持ちがわからないんだと、私は思ったそういう答弁でございました。

ですから、市長は生活には苦勞されないんでしょうけれども、この国保税、払い切れない方々に資格証明書を交付するのをやめていただきたい。そして、窓口に留め置きされている短期保険証、これは速やかに交付していただきたい。このことをぜひお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（北村新司君）

以上で、日本共産党、京増藤江議員の個人質問を終了します。

次に、日本共産党、右山正美議員の個人質問を許します。

○右山正美君

日本共産党の右山正美です。

私は、後期高齢者医療制度について、そして介護保険について伺うものであります。

まず、後期高齢者医療制度についてでございます。現代版うば捨て山とも言われる医療保険、後期高齢者医療保険が導入され、2年がたとうとしています。国民みんなが公的医療保険に入る国民皆保険の国で、年齢によって医療保険を区切り、高齢者だけを差別している国は世界にありません。高齢者だけを邪魔者扱いし、切り離していく、この改悪をすぐにでもやめさせるべきです。

さらに重大なことは、保険料の際限ない値上げが確実だということであり、2年ごとに改定される保険料は、医療給付費の増加や高齢者の人口比率増で値上がりを行います。まさに長生きをするほど痛みが押し付けられていく制度であるわけでありまして。

そこで、保険料の引き上げについて伺います。

千葉県後期高齢者医療広域連合は、全国的には保険料の引き下げや据え置きという広域連合が多い中で、保険料の引き上げを決定しました。均等割は据え置かれています。所得割は7.12パーセントから7.29パーセントへ0.17パーセント引き上げるというもので、年金が153万円を超えると負担増になります。深刻な市民生活の状況のもと、さらなる負担増は医療抑制や重症化を招き、高齢者の生活に重大な影響を与えます。

そこで、八街市での保険料の引き上げに対する影響を、まず伺います。

また、厚生労働省は保険料の大幅な引き上げを抑えるために、各広域連合の余剰金の全額の活用に加え、財政安定化基金を取り崩すことを求めています。ところが、千葉広域連合の基金は、今年度余った50億円、財政安定化基金からの24億円、合わせ74億円を繰り入れるとしました。基金への積み増しが計画されていることは問題であり、窓口で1割負担の医療費が払えない高齢者のための、減免・免除制度など、基金の活用を求めますがどうか。

次に、制度の廃止についてであります。

国民世論の空前の高まりを受け、後期高齢者医療制度を直ちに廃止をし、一旦、老人保健に戻すことが参議院で可決されました。しかし、政権交代した民主党は、課題を先送りし、後期高齢者医療制度廃止の約束どころか、保険料の負担を増やさないという約束までも反故にするのは許せない問題であります。存続すればするほど、害悪が広がる差別制度廃止を国に求めるべきと思うがどうか伺うものであります。

次に、介護保険について伺います。

まず、1点目は要介護認定基準の見直しで、どうなったのかという問題であります。

制度発足から10年「保険あって介護なし」と言われ、実態は一層深刻化しております。家族介護で離職する人や、介護を苦しめた殺人・心中が2000年の介護保険制度発足後に

増加しております。さらに3年毎に見直しされる要介護認定基準や1割の利用料という応益負担が介護を必要とする高齢者を必要な介護から排除されるという実態があります。

そこで、10月の見直しで、市はどのように改善されたのかを伺います。

介護労働者の劣悪な労働条件の根底に、低過ぎる介護報酬があります。報酬の大幅な底上げなど、国の責任で処遇改善を行うことが求められています。2009年の介護報酬改定で初の3パーセントアップとなり、全額職員給与に当てれば2万円の引き上げになると宣伝されましたが、半額程度となり、3パーセントアップの一部は介護施設の一部に使われたと見られます。

政府は介護報酬改定に加え、「介護職員に月1万5千円の手当てを出す」などといった経済危機対策は2年半に限ったもので、一律に手当てが出るものでもありませんし、今の介護職不足を根本から改善できるものでもありません。多くの介護労働者が安心して介護労働に従事するために、待遇改善を国に求めるべきと思うがどうか、伺うものであります。

次に、2点目に、だれでも安心して利用できる介護保険制度にという問題であります。

所得の少ない高齢者の公的な介護保険制度からの排除という問題は、制度が始まった当初から問題になってきたことであります。介護保険以前の措置制度では、多くの低所得者に利用者負担はありませんでしたが、介護保険で1割負担が課せられました。このため、保険料は差し引かれるが、利用料を払えず必要な介護を受けられない高齢者が増えています。減免制度の充実と低所得者の利用料の無料化を強く求めますが見解を伺うものであります。

3点目に、特別養護老人ホームの待機者解消の問題であります。

重症化が進み、施設入所がままならず、家族介護費用の二重負担が増大する中で、在宅生活の維持、療養の場の確保に困難を来しています。市長は12月議会で「今後3年間に、老人福祉施設では30床の増床、認知症対応型施設27床、夜間対応型訪問介護については12名の整備を予定し、入居待機者及び施設不足の解消を図る」と答弁されました。しかし、これでは120名からの待機者は解消されません。必要な人が利用できるよう特養の待機解消をするため、施設計画の見直しを求めますがどうか。

以上、明解なる答弁をお願いいたします。

○市長（長谷川健一君）

個人質問、日本共産党、右山正美議員の質問に答弁をいたします。

初めに、質問事項1. 後期高齢者医療制度について答弁いたします。

(1) ①ですが、後期高齢者医療の保険料率につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律第104条において、政令で定める基準に従い、広域連合の条例で定めることとされ、さらに医療給付費等の費用見込額、国庫負担額、交付金等の収入見込額に照らし、概ね2年を通し、財政の均等を保つことができなければならないとされています。

本制度が平成20年度に始まり2年が経過いたしますが、その中で平成22年度・23年度の医療給付は増加が見込まれ、千葉県後期高齢者医療広域連合において保険料率等の試算を繰り返し行い、国との調整を図ってきたところ、2月8日の広域連合議会定例会に条例改

正について上程し、可決されております。

平成22年度・23年度の保険料率の改定内容としましては、所得割率を現行の100分の7.12から0.17ポイント増え、100分の7.29とするものの、被保険者均等割額は現行の3万7千400円に据え置くものとなっております。

この保険料率の改正に当たり、平成20年度・21年度において見込まれる剰余金を繰り入れるとともに、県の財政安定化基金交付金を活用することで、保険料率の増加を最大限に抑制されたものであります。

また、低所得者の軽減措置や被用者保険の被扶養者であった方に対する軽減措置につきましては、平成22年度以降も継続されるものであります。したがって、政府の掲げる本制度廃止までの間は、被保険者への影響がより少なくなる措置が講じられるものと思われま

す。

なお、保険料の改定に伴い、本市の被保険者5千600人のうち、約半数を占める住民税非課税等の低所得者につきましては、平成21年度の保険料と同額となる見込みです。

次に②ですが、千葉県後期高齢者医療広域連合における基金については、広域連合条例において、財政調整基金、後期高齢者医療制度臨時特例基金、後期高齢者医療保険料調整基金が設けられており、それぞれの基金の設置目的から基金の処分までの基準が定められております。

そこで、ご質問の減免や免除に対する基金の活用をとのことでありますが、減免、免除については広域連合において広域連合条例に規定する条件に基づき、減免取扱要綱及び減免に関する事務取扱基準により、減免の可否が決定されるものであります。減免、免除につきましては、被保険者の状況の変化等により保険料負担能力を総合的に判断し、決定されるものであることから、基金の活用目的とは合致しないため、減免、免除への基金活用はできないものと思われま

す。

次に(2)①ですが、後期高齢者医療制度につきましては、既に制度廃止の方針が出されており、高齢者医療制度改革会議が設置され、国民健康保険を含め、他の医療制度とあわせた検討を始めております。平成22年末までに最終的な取りまとめを行い、新たな医療制度の準備期間等を設けた上で、平成25年4月に新しい医療保険制度が施行される見込みとなっております。

このように、国は制度廃止に向け進められており、その動向に留意してまいりたいと考えております。

次に、質問事項2. 介護保険について答弁いたします。

(1)①ですが、要介護認定基準につきましては、平成21年4月から調査項目数や内容が大幅に改正されました。この改正により、これまでの認定者で介護保険サービスを利用していた方々が、新たな基準で認定された場合に経度に認定され、今まで利用していたサービスが受けられなくなるおそれのある方々の救済措置として国からの指導により、本人または家族等が希望すれば、もとの介護度に戻すことができるという経過措置を9月末日までの6

カ月間、検証期間として行ってまいりました。

この経過措置に係る検証の結果、10月からは調査項目のうち、項目内容の一部を以前の基準に戻し、経過措置は廃止されたところでございます。

本市の平成21年10月1日から平成22年1月末日までの認定件数1千489件のうち、従来の認定度に比べて重度になったケースが185件、率にして12.4パーセント、軽度になったケースが64件、率にして4.3パーセント、変わらなかったケースが1千240件、率にして83.3パーセントとなっております。

なお、介護度が重度になったケースのうち、従来の介護度より1ランク重度化したものが111件、率にして60パーセントと過半数を占めております。

また、従来より介護度が軽度になって、これまで利用していた介護保険サービスの利用ができなくなって困ってしまった等という方々に対しましては、よく話をお聞きした上で、再度、申請をし直していただいて認定しており、ご理解をいただいているところでございます。

次に②ですが、平成21年4月において、報酬全体で3パーセントの改定が行われ、改定の基本的な考え方として「介護従事者の人材確保・処遇改善」が1番目に掲げられ、「夜勤など負担の大きな業務への人員確保を評価」「介護従事者の専門性・キャリアを評価」「地域区分ごとの単価設定の見直し」を行うこととされています。

また、国においては介護分野における低賃金による慢性的な人材不足の解消策として、他の業種との賃金格差をさらに縮め、介護が確固とした雇用の場として、さらに成長していけるよう、介護職員の処遇改善をさらに進めていくこととして、介護事業者からの申請に基づき、介護職員の処遇改善に取り組む事業者に対し、介護職員処遇改善交付金を交付することとしています。

介護職員処遇改善交付金は、介護職員の処遇改善に取り組む事業者に対して、平成21年度から平成23年度の3カ年で約4千億円を交付するもので、原則として指定基準上の介護職員、介護従事者、訪問介護員等として勤務している職員が対象となります。交付手続については、交付金見込額を上回る賃金改善計画を策定し、職員に対して周知を行った上で都道府県に申請を行い、承認が得られれば、介護職員の賃金改善に充当するための資金が介護報酬とは別に毎月自動的に交付されるものです。

本市といたしましては、介護従事者の待遇改善に関する国の施策を注視しながら、介護職員処遇改善交付金の積極的な活用を介護事業者に呼びかけるとともに、介護従事者の待遇改善に協力してまいりたいと考えております。

次に(2)①ですが、介護保険の減免制度につきましては、介護保険料減免取扱基準に従い、第1号被保険者、またはその属する世帯の生計を主として維持する方が「災害により著しい損害を受けた場合」「長期入院により収入が著しく減少した場合」「死亡した場合」「心身に重大な障害を受けた場合」など、個々の事由に応じて、25パーセントから最大100パーセントの保険料額の減免を実施し、申請後、速やかな対応に努めております。

今後も介護保険の保険料減免につきましては、減免取扱基準に基づき、被保険者個々の事情に応じて対応してまいりたいと考えております。

次に②ですが、介護サービスの利用料につきましては、1カ月間に利用者が自己負担した額が一定の額を超えるとき、利用者負担の軽減を図るため、高額介護サービス費を支給しており、その所得区分に応じて所得の低い方に多く支給されるよう制度設計がなされております。

また、介護保険施設の入居者のうち、市民税非課税世帯の方に対しては、その所得の状況等による利用者負担段階に応じて、本来、保険給付の対象とならない食費・居住費についても負担限度額を設定し、補足給付を行っていることから、現行制度においても、所得の低い方に対して制度的配慮がなされているものと考えております。

したがいまして、本市といたしましては、サービス利用料の一律減免措置や所得の低い方への無料化などを行うことは考えておりません。

次に(3)①ですが、本市の第4期介護保険事業計画において、特別養護老人ホームの待機者解消を図るため、介護保険施設のうち、既存の介護老人福祉施設の増床計画と地域密着型サービス事業の中で、高齢化の進行により、増加が見込まれる認知症の方の入居施設として、認知症対応型共同生活介護の整備を夜間や緊急時の対応を図るため、夜間対応型訪問介護の整備を、それぞれ推進することを位置付けております。

整備計画を具体的に申し上げますと、指定介護老人福祉施設については、1施設30床を増床して、平成23年度の開所を予定し、認知症対応型共同生活介護については、事業計画期間の各年度ごとに1施設、定員9名、3カ年で延べ3施設、定員27名の施設整備を、夜間対応訪問介護については、1事業所、利用者数12名の整備を予定しております。

平成21年7月1日現在、特別養護老人ホームへの入所を希望される方が122名いることから、本計画を予定どおり進め、入所待機者及び施設数不足の解消に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○右山正美君

時間がありませんけれども、若干質問したいと思います。

まず最初に、後期高齢者医療制度であります。引き上げの問題であります。高齢者は5千600人、非課税世帯は引き上げをしないということで、私も先ほど言いましたが、年金が153万円以上は、これは負担増になっていくということです。そこで、八街市の今度負担増になる方々はどのくらいいらっしゃるのか、まず最初に伺います。

○国保年金課長(石毛 勝君)

お答えいたします。右山議員さんがおっしゃったように、負担増になるのは153万円を超える方でございまして、全体5千600名のうち51.6パーセントの方が引き上げになるということでございます。

○右山正美君

やはり半分以上の方が、後期高齢者医療制度で2年ごとに引き上げを2025年まで、あ

るいはまた医療給付が多くなれば、あるいはまた高齢化の人口が多くなればなるほど、保険料が上がっていくという、こういったシステムであります。ですから、これはもう高齢化社会になっていくと同時に医療費がどんどん増えていくということは、これは間違いのないことでありまして、際限のないこの保険料の引き上げが続いていくと。そのたびに高齢者は社会に尽くして、いろんな形で貢献してきたにも関わらず、それは財力があれば、財源のある人はそれは構わないですよ、確かに。しかし、その中にはなかなか1万5千円の年金から差し引くわけですけれども、本当に細々と生活をしていく、そういった方々が結構いらっしゃるわけで、いつも話題になってくるのは、八街の低所得者層が人口の全体の7割ということからすれば、やはりこの後期高齢者医療制度そのものをやはり考え直していくことが大変大事になってくるんじゃないかと思えます。

以前の老人保健制度では、低所得者の人たちは1割負担もなければ、これは制度的に措置制度として見られてきたわけでありまして。この本当に差別的な後期高齢者医療制度、本当に今すぐでも、これは廃止をしていかなきゃならないんじゃないかなと思えます。

先ほども言いましたけれども、参議院では可決をしております、衆議院で継続審議となっております、法案の1日も早い審議を私は強く求めていきたいと思えます。

これまでも後期高齢者医療制度の問題については、さまざま意見も言ってきましたし、議会でも取り上げてきました。政府は世論に押されて、天引きの見直しとか、保険料の軽減とか、引き続き手直しをしていくようなこともあるわけですけれども、やはり国民は本当に不安でたまらない。本当に医者に行けるのか、こういった不安と怒りがまだまだおさまらないわけでありまして、また、その現場でも各自治体でも手直しとか、いろいろあるわけで、困難を来していると、こういった事実もあるわけでありまして。ですから、こういった後期高齢者医療制度、何としても廃止をして、そしてもとの老人保健制度に戻していく。このことが大変大事ではないかなと、このように思えます。また、強くそれを要望していきたいと考えております。

次に、介護保険でございますが、やはり今の市長答弁で経過措置について、いろいろな手当てをしてきたということでありまして、一部を残してもとに戻ったようであります。

それで、その審査内容、認定の中で重度になった方が1千185件、それから軽度が64件、変わらない人が1千240件というようなことで、やはりこの介護保険そのものが、医療を、介護を遠ざけていく。あるいはまた財源を介護保険給付を削減していくというような、根本的に政府の内示、中身が出ております。予算全体から284億円から384億円削減をしていく、介護保険の見直しで。こういった問題も出ておりますし、介護報酬の中でも市長答弁で触れました。実際問題、介護職員の負担、賃金を月額1万5千円引き上げる。介護職員処遇改善交付金、これを支給するという具合になったわけですけれども、これは限られた事業所でありまして、小さいそういった介護施設では対象にならないわけでありまして、やはりそういう問題も、もちろんありますし、先ほども言いましたけれども、報酬改定で3パーセントアップというふうに言いましたけれども、このことも職員の手当を引き上げるとい

うふうになったわけですけれども、しかし実際的には、やはり9千円程度でおさまって、残りは施設運営ということになってしまっているということで、やはりこれもなかなか職員の改善という点でも、うまくいっていないという部分がもちろんありますし、一番な問題はやはり介護を受ける人たちが、本当に差別的な、そういう処遇にあるということも言わざるを得ないと思います。といいますのも、利用料を1割負担を払って、なかなか保険料を払って利用料まで手が回らない、お金が回らない。そして、そのために介護を受けられないというのが、実際問題でありまして、それは全く悲惨な状況であります。ですから、そういう面で介護労働者もそうですけれども、必要な利用者が必要なときに必要なだけ介護が保障されないというのが実態であるわけであります。

介護認定方式の問題とか、あるいはまた介護報酬の引き上げ、こういった問題も要求すると同時に、この介護報酬引き上げを要求すると、必ず介護保険料に跳ね上げるという反論があるわけですが、国庫負担を増やして、自治体を応援すべきであると、私はこのように思います。ですから、国に要求する部分については、国に率直に要望していくし、そして自治体でやれること、できることはやはりやっていくこと、これが大事ではないかなというふうに思いますし、介護保険ができたときに、市長は横出しの部分については八街市がやってくんだと、こういう答弁もされております。これは今までの文章を見れば明らかですが、だからそういった意味で、いかにして市民のための、こういった政治を本当にやっていくのか。このことが大変大事ではないかなというふうに思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（北村新司君）

以上で、日本共産党、右山正美議員の個人質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで15分間の休憩をいたします。

(休憩 午後 2時02分)

(再開 午後 2時16分)

○議長（北村新司君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、公明党、川上雄次議員の個人質問を許します。

○川上雄次君

公明党の川上雄次です。通告順に従いまして、一般質問を行います。

執行部の皆様には、新年度へ向けて前向きな答弁をお願いし、5項目の質問を行います。

まず、質問の第1は「こども手当」の本市への影響について伺います。

先月23日、国会では民主党の昨年の衆院選マニフェストで掲げた主要施策の「子ども手当法案」の審議が始まりました。しかし、この「子ども手当法案」は恒久的な制度設計を先送りして、単年度の暫定措置の法案であり、その中身は、これまでさんざんバラマキと批判し、過去4回も拡充に反対し、廃止を唱えてきた、児童手当法に基づくものであります。つ

まり、これまでの児童手当の給付に上乘せして支給する、いわば実態としては児童手当拡充法案であります。

今年の夏の参議院選挙を前に子ども手当支給を急ぐ、民主党の党利党略の法案と言えます。しかも許せないは、従来の主張と異なり、地方自治体と事業者に負担を強いており、重大な政権公約違反であります。

この「子ども手当法案」は全額国費負担であれば、地方自治体の子育て支援などに使えたであろう財源を奪うものであり、さらに増税と抱き合わせで、後から市民の負担を強いる法案であります。

そこで、質問要旨の1は「子ども手当」による本市の負担について、子ども手当の対象人数や、その予算、本市の負担額を伺います。

次に、今のままでは、支給対象から外れる可能性のある子ども手当の里子や親のない子、施設の子に対しての支給方法について伺います。

次に、子ども手当は、恒久的で地方に負担をかけない、制度設計を行うべきであり、地方から強く訴え、声を出すべきであります。その意味で質問要旨の3は「子ども手当」の地方負担は公約違反として強く抗議すべきと思うが考えを伺います。

次に、介護施策の充実についてお伺いします。

現在、全国の65歳以上の人口は2千898万人、高齢化率22.7パーセント、千葉県では124万人で高齢化率は19.9パーセントに達しています。

一般的に、高齢化率が14パーセント以上の社会を高齢社会、21パーセント以上の社会を超高齢社会と呼んでいます。ちなみに、本市での高齢化率は推計では16パーセントであったものが、今、約18パーセントに達しております。公明党では、「介護保険制度」が社会全体で高齢者介護を支える仕組みとしてスタートしてから10年の節目を迎えたことを受けて、介護を最重要課題に位置付け、「介護総点検」を行いました。

私たちの会派、4人を含め、全国3千64人の公明党議員が一丸となって、2009年11月から12月にかけて全国47都道府県、約10万人の生の声を聞き、総点検を実施しました。

千葉県で行われた総点検の調査結果については、長谷川市長並びに担当課へお届けさせていただきました。ますます進展する高齢化社会への対応、介護現場の課題解決、環境整備やニーズの把握、施策の充実等に活用していただければと思います。

ここでは、寄せられた多くの声より何点か質問をいたします。

まず、質問要旨の1は、特別養護老人ホームなど、介護施設の待機者数と待機者解消策の実効性のある実施計画について伺います。

次に、特養ホームへの入所希望が多いが、利用料の負担が少ない多床室や、老老介護や老障介護に対応できる二床室の要望もあるが、介護施設の整備を行う上での取り組みについて伺います。

次の質問は、消費者相談の充実についてであります。

今、悪質商法による暮らしの中での消費者トラブルが増えております。高齢者をねらった振り込み詐欺やリフォーム詐欺をはじめとして、架空請求や電話を使った資格講座、教材販売、SF商法・キャッチセールス・マルチ商法・内職商法・点検商法・キャンペーン商法等と、よくも考えつくと思うほどの多くの悪質な事件が発生しております。悪質な訪問販売被害者の約7割は高齢者と言われております。これらの悪徳業者から市民を守るためには、自治体のきめ細かな対策が重要です。

本市の22年度予算には、新たに消費生活センターの設置が掲げていますが、具体的にどのように市民を守る施策の充実を図るのか、お考えを伺います。

次に、質問要旨の1は、消費生活対策事業の充実策をについて伺います。

消費者を守る法律として、消費者基本法・消費者契約法、特定商取引に関する法律、割賦販売法、クーリング・オフ制度などがありますが、これらの法の隙間をねらう悪質な業者も増えており、その取り締まりには新たな対策が必要です。

そこで、質問要旨の2は、悪質商法から住民を守るために「消費生活条例」の制定を急ぐべきと思うがお考えを伺います。

次の質問は、在宅医療廃棄物の適正処理ルールの策定について伺います。

高齢化社会の進展に伴って、在宅での要介護者が増え、それと同時に在宅での医療患者が増加しています。在宅医療は、医療の面から在宅介護を支えるサービスとして欠かせないものでありますが、それに伴い、家庭から排出される医療系廃棄物、いわゆる「在宅医療廃棄物」の問題が出てきております。

市町村において在宅廃棄物の処理（収集、運搬及び処分）を適切に進めていく際の参考となるようにと、環境省の「在宅医療廃棄物の処理の在り方検討会」による平成20年3月、「在宅医療廃棄物の処理に関する取組推進のための手引き」がまとめられました。この手引きでは、処理に関する基礎情報のほか、関係者による「協働」の必要性を強調しております。

そこで、本市では家庭から排出される医療系廃棄物の適切な処理を行うための取り組みはどのようなになっているのでしょうか。

そこで、質問要旨の1として伺います。

環境省は、市町村において在宅医療廃棄物の処理（収集、運搬及び処分）を適切に進めるための参考に、平成20年3月「在宅医療廃棄物の処理に関する取組推進のための手引き」をまとめております。そこで本市での取り組みをお伺いします。

次に、国民読書年の取り組みについて伺います。

本年2010年は、「国民読書年」であります。先ほど、林修三議員も質問をされておりましたが、違った観点から質問をさせていただきます。

「国民読書年」は「文字・活字文化振興法」の制定・施行5周年に当たる2010年、政官民協力のもと国を挙げて読書の機運を高めようと、2008年6月に当時野党の民主党を含め、衆参両院全会一致で「国民読書年に関する決議」として採択され、制定されました。

この機会に市民の皆さんに読書に親しんでいただき、市立図書館の利活用を大いに、進め

ていただければと願いたします。

そこで、質問要旨の1は本市の図書館の利用状況と充実策を伺います。

次に、子どもの読書は言葉を学び、感性を磨き、論理的思考力や創造力などを高め、豊かな心をはぐくむとともに、さまざまな知識を得るなど、生きる力を養う上で欠かすことのできない活動であります。

そこで、質問要旨の2は、子どもの読書環境整備について伺います。

次に、「文字・活字文化は、人類の進歩と民主主義の発展に寄与し、すべての社会活動の基盤である」と言われております。文字・活字文化に幼少時から触れて、親しむことは大きな財産になると言えます。その意味でもブックスタート事業の導入は必要であり、これまで公明党として何度も要望し、予算要望にも毎年記載させていただいておりますが、いまだ実現に至っておりません。

そこで、質問要旨の3は、ブックスタート事業導入による幼少期からの取り組みを求めるといいたいでしょうか。

以上、5項目の質問に対して、執行部より明解なる答弁をお願いし、第1回の質問を終わります。

○市長（長谷川健一君）

個人質問、公明党、川上雄次議員の質問に答弁をいたします。

初めに、質問事項1. 子ども手当について答弁いたします。

(1) (2) (3)につきましては、関連しておりますので、一括して答弁いたします。

本年4月より創設される子ども手当につきましては、中学校修了までの児童1人につき月額1万3千円の手当を支給するものであり、その対象児童数は、本年1月1日現在で1万1千164人を見込んでおります。

また、平成22年度予算の手当支給額は、本年2月及び3月分の児童手当が1億169万円、本年4月から来年1月までの10か月分の子ども手当が14億5千132万円で、合わせて15億5千301万円となっております。

なお、負担額につきましては、子ども手当の一部として、児童手当法に基づく児童手当を支給する仕組みとなっており、児童手当分につきましては、児童手当法の規定に基づき、国・地方等が負担し、それ以外の費用につきましては、全額を国が負担することになっております。

この児童手当分に係る本市の負担額は、1億9千537万8千円となっております。

次に、支給方法につきましては、いまだ詳細な細則等が国より示されていない状況であるため、現時点では把握できておりません。

なお、参考までに、今までの児童手当の支給事例を見ますと、里親には、お子さんの生計に要する費用が公費により負担されているため支給されません。また、里親に預けているお子さんの父母についても、お子さんを監護していないため、原則として認められていません。親のないお子さんにつきましては、親にかわって監護している祖父母等に支給されております。

す。施設に入所しているお子さんにつきましては、その父母が面会や差し入れ等を行っていて、監護していると認められる場合に支給されているところです。

次に、子ども手当の地方負担につきましては、全額国が負担していただくよう、市長会等において要望してまいりましたが、残念ながら、これまでの児童手当法を引き継ぐこととなったため、児童手当分の地方負担が残ることとなりました。

今後は、子ども手当の一部である児童手当法に基づく児童手当分について、地方負担がないよう市長会等、さまざまな機会を捉えて要望してまいりたいと考えております。

次に、質問事項２．介護施策の充実について答弁いたします。

(１)ですが、先ほどのご質問で、右山議員さんにも申し上げましたが、本市では、特別養護老人ホームの待機者の解消を図るため、介護保険施設のうち既存の介護老人福祉施設の増床整備を図ることを第４期介護保険事業計画で見込んでおり、１施設３０床を増床して平成２３年度の開所を予定し、現在、増床計画の早期実現に向け、事業者とともに県と協議を重ねているところでございます。

今後は、第４期介護保険事業計画における施設整備計画を予定どおり進めるとともに、今後の高齢化、要介護認定者の増加の状況を踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

次に(２)ですが、特別養護老人ホームの整備につきましては、国や県の指導のもと、その整備を進めてきたところですが、ユニット型個室につきましては、居住費負担の関係から所得の低い方には利用が難しいという状況もあるところでございます。

また、県から平成２０年１０月３０日付文書により、今後の特別養護老人ホームの整備に当たっては、ユニット型での整備を基本とするが、整備する地域における事情等を踏まえ、必要に応じて一部多床室での整備を認める方針を出したところでございます。

今後は、このような状況を踏まえ、特別養護老人ホームの整備に当たっては、所得の低い方でも入所しやすい多床室を含めた整備を進めていくことは必要であると認識しておりますので、次期事業計画の中でユニット型個室を基本としながら、必要に応じ、一定数の多床室を確保するなどの検討をしてまいりたいと考えております。

次に、質問事項３．消費者相談について答弁いたします。

(１)ですが、消費者の安全、安心に関わる問題について、幅広く所管し、消費者行政を統一的・一元的に推進するための強い権限を持つ消費者庁が昨年９月１日に新設されました。

本市でも、消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、従前より専門の資格を待った相談員による消費生活苦情相談室を開設し、市民からの苦情や問い合わせなどに対処してまいりました。しかしながら、近年相談内容の多様化・複雑化に伴う相談が増加しており、これに対処するため、平成２２年度より、相談窓口としての機能をより強化した消費生活センターを設置します。センターにすることにより、消費者庁及び全国の消費生活センターなどと情報の共有化ができますので、より一層、消費者行政の充実が図られると考えております。

次に(２)ですが、近年増加する悪質商法などの被害に遭わないため、本市では消費生活

苦情相談員による消費者講座を開催しております。

また、増加傾向にある振り込め詐欺など、高齢者の被害を未然に防止するため、介護保険事務所に勤務するケアマネジャーの勉強会などにも相談員が参加し、消費者知職の普及活動にも積極的に参加しております。

今後は、平成22年度から開設予定の消費生活センターを充実させるとともに、消費者の権利擁護と自立支援という消費者基本法の理念を目的としている千葉県消費生活の安定及び向上に関する条例を活用してまいりたいと考えておりますので、現在のところは、条例の制定については、考えておりません。

次に、質問事項4. 在宅医療廃棄物の適正処理ルール策定について答弁いたします。

(1) ですが、在宅医療廃棄物については、平成20年2月に日本医師会が策定した「在宅医療廃棄物適正処理ガイドライン」に基づく処理を行うこととなりますが、感染可能性のある医療用注射針や点滴針等は医師等による医療機関への持ち帰りが従来より定着していると伺っております。

非感染性の一般廃棄物については、今後、関係機関と連携を図り、適正処理に努めるとともに、広報紙等で周知を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○教育長（川島澄男君）

次に、質問事項5. 国民読書年への取り組みについて答弁いたします。

(1) ですが、本年1月末現在の入館数につきましては24万934人、1日平均1千21人でした。

本館の利用状況につきまして、利用者数は7万152人で、1日平均297人、貸出冊数は32万8千720冊で、1日平均1千393冊、1日平均の利用者数、貸出冊数を前年度同時期と比較いたしますと、ともに2パーセントの増であります。

また、移動図書館の利用状況につきまして、利用者数は3千719人で、1日平均48人、11パーセントの減、貸出冊数は1万1千100冊で、1日平均144冊、12パーセントの減であります。

次に、本年1月末現在の開館時間延長時の利用状況につきまして、入館者数は6千549人で、1日平均87人、利用者数は2千910人で、1日平均39人、貸出冊数は1万2千961冊で、1日平均173冊であります。

図書館事業につきましては、おはなし会や講座、映画会の開催、来館が困難な高齢者や児童などへの移動図書館事業の実施、また、昨年4月から毎週水曜日と金曜日を午後7時まで開館時間を延長しており、さらに平成22年度から子どもの読書週間期間中の5月5日こどもの日、やちまた教育の日月間及び読書週間期間中の11月3日文化の日の祝日を開館いたしまして、読書活動を推進してまいります。

今後も、各種事業の一層の推進を図り、あらゆる方々が読書の楽しみを広げることができるよう努めてまいります。

次に(2)ですが、図書館では、子どもたちに本への興味や関心を持ってもらえるよう話

題の本やお薦め本を展示して貸出をするほか、夏休み子ども科学講座の開催やボランティアの協力を得て行うおはなし会及び来館が困難な児童などへの移動図書館の巡回事業などを実施しております。

また、保育園、幼稚園、小学校及び中学校に対して、ブックリストによる図書館資料の情報提供なども行っております。

さらに、昨年4月から児童コーナーに小学生向けインターネット端末機を設置いたしまして、利用に供しているところです。

今後も、各種事業の一層の推進に努めるとともに、学校や幼稚園などと連携をし、子どもたちが読書の楽しみを広げることができるよう、環境の整備を図ってまいりたいと考えております。

次に、(3)ですが、現在、図書館では3歳児の親子を対象とした、親子で楽しむわらべ歌と絵本の講座、3歳児以上を対象とした、絵本がうごく映画会、4歳児から12歳児を対象とした、おはなし会などを開催しております。さらに、子どもの読書に対する保護者の関心を高める必要があることから、今後、新たに乳幼児サービスを進めてまいります。

この、乳幼児サービスは、現在4歳児から行っている、おはなし会の対象年齢をゼロ歳児まで拡大して、親子で楽しむことができる、わらべ歌や手遊び、ことばの遊びを中心とした、おはなし会の開催及び乳幼児への読み聞かせに適した本のリストを配布することにより、親子の絆を強め、絵本への導入を図ろうとするものです。

以上のことから、絵本をプレゼントするブックスタート事業の導入につきましては、今のところ考えておりません。以上でございます。

○川上雄次君

ご答弁、大変ありがとうございました。それでは、自席にて再質問をさせていただきます。

まず、1点目の子ども手当についてでございますけれども、これは国の制度であって、まだまだ詳細が明らかになっていない部分があるようですけれども、今年の2月9日の衆議院予算委員会でも、この問題が取り上げられて、公明党の富田茂之千葉県代表がこの問題を取り上げました。その里子に対する取り扱いについては、鳩山内閣総理大臣の答弁では、指摘はごもっともだと。何らかの形で支給されるようにしたいと、こういう答弁があったり、その後の長妻国務大臣等も安心子ども基金から同額を支給すると、きちっと約束すると、このように答弁があったんですね。その方向で行くのかなと、私も思っていたんですけれども、新聞の報道で、内閣で里子には支給しないという報道があったんですけれども、この辺、随分迷走しているようなんですけれども、担当課の方には、この辺の情報は入っているのでしょうか、ちょっとお尋ねします。

○市民部長（小倉 裕君）

担当課には、そういう詳細については、現在のところ入ってございません。

○川上雄次君

わかりました。本当に今回の子ども手当は、制度設計もきちっとしていなくて、増税、赤

字国債で手当てしておって、なおかつ来年再来年と増税が伴ってくる。さらに地方自治体にも負担、事業者も負担するというので、極めていびつな、選挙のために急いで作っているというような姿が見えるんですけども、もう1点、昨年12月の議会で、私がこの子ども手当が支給された場合には、非課税世帯の方が課税世帯になる等々の影響で、保育料がかなり大きな影響を受けるのではないかと、このように質問させていただきました。モデルケース300万円の年収の方で、保育料2万4千円が3万7千800円、1万3千800円の毎月の値上げになると。年収500万円の方の場合には3万7千円が5万1千800円ということで、これも1万4千円の負担増、毎月毎月ですから、子ども手当をもらっても、もとももないというような金額になるんですけども、この辺の見直しは政府の方からは話はあるのでしょうか。

○市民部長（小倉 裕君）

現在のところございません。

○川上雄次君

わかりました。非常にこれ注意していかないと、市民負担がますます増大するような形になると思いますので、そういった懸念が現実化してくるようでしたらば、しっかり地方としても、その辺の矛盾を指摘して、また里子の問題にしても、八街市でも私の知り合いで子どもさん2人、里子のお子さんを預かっている方だとか、また、市内にも施設がありますので、本当に不公平な形にならないような取り組みをしっかりと提案していかなきゃいけないなど、このように思っております。

この子ども手当、公約違反だと、私は思うんですけども、市長はいかが見解があるか、ちょっとお聞きします。

○市長（長谷川健一君）

公約違反と申しますか、マニフェスト違反だと私は思っております。これは正直言って、これを設定するときには、はっきりと地方には負担をかけないと。当初は児童手当に上乘せしたらどうかと、同じ施策じゃないかと、こんな議論をしているときに、いや、それは児童手当は廃止して、新しく子ども手当の制度を設けるんだというようなことでございますので、制度は名前は変わっても内容は結局は支払うだけですから、ですから、私はこのことによって民主党の代議士に行き会ったときにも、市町村の負担のかからないような制度を作ってくれというようなことを言ったときにも、この制度が児童手当が廃止をされないで、今後、子ども手当が創設されますので、そうしますと事務量が子ども手当分、また児童手当についても事務量が増えますので、市の事務が煩雑化されますから、ですから、それならやはり、これからも改正するものはすっきりとした内容の改正が必要だというようなことを常に申しております。

それとまた、ここでは1億9千万円ですけども、こういう財源があれば、別の事業で使った方がいいと思ってましたので非常に残念で、私は当初これについても、市は出さないとやったんですけども、千葉県がこれを出すというようなことになりましたので、市で単独

で出さないというわけにはいきませんから、やむを得ないということで、非常に残念でございますけれども、これはもう法案は決まったことは絶対通りますから、これはしょうがないと、そう思っています。

○川上雄次君

ありがとうございます。同じ思いでございます。本当に、子育て支援、また児童手当等、本当にいい施策なので、また子ども手当も、それにさらに進んだ形ならよろしいんですけども、しっかりと財源手当もなく、来年度またこの倍になると、内閣の各大臣もそれぞれの発言が食い違ったことを言っていて、財源手当の不安が今あるんですけども、そういった意味では、しっかりと地方としても声を上げて、いい制度、いい形をしていきたいなというふうに、しっかりと注視をしていきたいと思えます。

続きまして、介護施策の充実についてでございますけれども、私ども介護総点検ということで、現場に出るということで、八街市内の施設であったり、また、働いている方、介護を受けている方等々にアンケートをさせていただきました。施設の方からいただいたアンケート用紙には、びっしり介護現場の問題点、また、思い等が書かれていまして、非常に熱い思いで仕事をされて、また、さまざまな問題に取り組んでいるというのが本当によくわかりました。そういったものを集大成して、公明党も、今、国の方で新介護公明ビジョンということで提案をして、新しい介護、高齢化社会に向けての取り組みに取り組んでいるところでございます。

そこで、また八街の現状に関連して、八街市内の市民の皆さんが利用している施設の待機者数等の実情をわかりましたら、お願いしたいと思います。

○介護保険課長（醍醐真人君）

それでは、お答えいたします。取り急ぎ、ちょっと電話で各施設に確認した数字でございますので、まだ精査がちょっと不十分かもしれませんが、申し上げます。

市内に特別養護老人ホーム、3施設ございますが、1つ目が文違にございますハーモニーという施設がございます。こちらの現在の待機者といいますか、入所を希望されている方が24人、当然これは地域密着型のサービス事業所でございますから、そのうちの市内在住者が24人、同数でございます。

それから、東吉田にございます風の村、ここで待機、入所を希望されている方が261名で、そのうちの市内在住で希望されている方が117名、それから滝台にございますコート・エミナス、ここが待機、入所を希望している方が99人、うち市内在住者が67人。

次に、介護老人保健施設でございます。サンフラワー、これが入所希望者が11人、うち市内在住者が3人。

介護療養型の医療施設でございます。長谷川病院が現在のところは、入所希望者は長谷川病院さんはゼロということで、待機者はないということでございます。

今、申し上げました5施設を合計いたしますと、入所希望者数が395人、うち市内在住者が211人ということになります。ただし、この211人につきましては、当然、施設入

所を希望される方、重複申し込みをされてますので、211人、実数ではございません。先ほど右山議員さんのご質問にご答弁いたしました特別養護老人ホームの待機者数122人という数字、これが昨年7月1日現在の数字でございます。それから、今申しあげました数字が、この3月1日に電話で確認した数字でございますので、この時間的な差とか、重複の申し込みということもございますので、その辺はご理解いただきたいと思います。以上です。

○川上雄次君

大変ありがとうございました。急遽、調べていただきまして。本当に八街市の1世帯当たりの世帯人数というのが、平均すると2.6人なんですね。ですから、自宅療養とかを考えた場合も、今後非常に不可能な世帯数が増えてくるということが見てとれます。そういった意味では、施設の充実というのが大変重要な課題になってくると思いますので、この辺、また、今後の総合計画等の中にも、しっかりと捉えていただいて、介護施設の充実について特段の準備をよろしく願います。

続きまして、消費生活センターの消費者相談についてでございますけれども、昨年度までのこの消費生活相談の内容等、わかりましたら、お願いします。

○経済環境部長（森井辰夫君）

平成20年度におけます、まず相談件数でございますけれども、件数が290件でございます。それと、本年度1月現在までの件数が306件でございます。この相談内容といたしましては、売買委託取引に関するトラブル、これが47件。多重債務に係る相談が38件。ローン・債務に係るトラブル、これが33件。架空不当請求が33件。契約解除に関するトラブルが31件。悪徳商法に関する相談が12件。やみ金融に関する相談が5件。その他、107件となっております。20年度と比較すると、今年度306件ということで、件数的にも相当増えているかなというふうに思います。

○川上雄次君

本当に件数も増えてきているし、また、特にお年寄りがねらわれたりしております。そういった意味で、今回、消費生活相談センターを設置するというような、本当に、的を射た施策ではないかと、このように考えます。それと、こういった相談に対して、本市では安心・安全担当の方がいらっしゃいますけれども、こういう方は関わっているのでしょうか。その辺ちょっと、現職の警察の職員ということで、いろんな力を発揮できると思うんですけども、その辺はどうでしょうか。

○経済環境部長（森井辰夫君）

基本的には相談員が相談業務を行うということでございますけれども、内容によりましては、横の連絡を密にして相談をしているというようなことがあろうかと思えます。

○川上雄次君

ありがとうございます。それと、今日の新聞折り込みに、広報やちまたが入っております。この中で、駅前交番の設置についてということで、市長への提言の内容の回答ということでございまして、今後、引き続き1日も早い交番設置に向けて、積極的に要望してまいり

ますという、これは21年6月の回答なので、ちょっと古いんですけども、先日、古川議員の質問の回答の中で、この交番設置については大きく前進したような話だと思うんですけども、今、県の方では予算案の審議中でしょうけれども、この辺、何か情報として市民の皆さんに伝えるものがあれば、市長どうですか。

○市長（長谷川健一君）

交番については、先般、副市長が答弁したように、警察官の増員もしてあるし、今回の県の議会の中で予算も措置されているということです。県議会が可決されれば、今年の秋頃には、要望の交番ができるんじゃないかと思います。警察にも知事にも、この間、行き会ったときに礼は言っておきました。

○川上雄次君

ありがとうございます。県下でも相当数の交番の要請が、今ある中で、今年度予算は八街というふうな方向性だそうなので、大変、市民にとってもありがたいと思います。

あと、移動交番等の設置とか、あと緊急雇用対策関係の警備員等のことで、本市に関わる場所があるようなんですけども、これは副市長の方からお願いします。

○副市長（高橋一夫君）

それでは、お答えさせていただきます。このことにつきましても、古川宏史議員にお話ししたとおりでございますけれども、この4月から本格的に移動交番の活動が行われるということでございます。ちなみに、県下39警察署の中で15台ほど移動交番が整備されておりまして、佐倉警察署管内でも1台が配置になるということで、八街での運用は4月に3回ほど運行されるということでございます。

日にちを申し上げますと、4月6日、火曜日の10時から午後零時まで、文違のコミュニティセンター。それから、15日の木曜日が午後2時から4時まで、JR八街駅の北口。それから、4月23日の金曜日が同じく文違コミュニティセンター、ここで午後2時から4時までというようなことで、開設されるという情報が来ておりますので、広報等を通じまして、市民の方々に周知徹底を図って、有効な活用協力していくというようなことで、対応してまいりたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○議長（北村新司君）

川上議員に申し上げます。

通告に沿った質問をしてください。

○川上雄次君

わかりました。ありがとうございました。

では、続きまして、在宅医療廃棄物の適正処理についてなんですけれども、本当にこの医療廃棄物というのは、約6割が注射針ということで、取り扱いのときにけがをすると、こういうようなことで、非常に大きな問題になっております。そういった意味で、適切な処理ルールの制定というか、市民の方にもきちっとしたご案内、周知徹底をしていただきたいと思うんですけども、今後の打ち合わせをするというような話が、先ほど答弁にもありました

けれども、これまではやっていなかったということでしょうか。

○経済環境部長（森井辰夫君）

市の一般廃棄物処理計画の中では、一応、位置付けはされておりましたけれども、市民に対する周知徹底というのはされておらなかったということでございまして、今後、県や医師会等とも協議をいたしまして、今後、口頭で周知徹底を図っていきたいというふうに考えます。

○川上雄次君

ありがとうございます。在宅医療廃棄物の量というのが、年々増えておりまして、平成3年度とか6年度のときは18万トンとか、24万トン、これがもう平成18年で54万トンという形の数になって増えております。これ、しっかりと指針が出ておりますので、指針に沿った対応をお願いしたいと思います。全国の市町村を調べても、大体5割ぐらいが何らかの対応をとっていて、適切に処理しているところは、さらにもっと少なく、10何パーセントという形で、適切な処理がなかなかできていないのが現状のようでございます。そのためには、医師会等との協議等が必要だと思いますので、しっかりと労働マップというか、予定を立てて、そして本市はきちっとやっているという、また、そういう事故を起こさないと、感染症等を起こさないという取り組みをお願いしたいと思います。

最後の質問になりますけれども、国民読書年についての取り組みということで、これは先ほど登壇しての説明の中でもお話ししましたがけれども、もともとは自民・公明・民主が衆参で全会一致で決めた国民読書年でございます。そういった意味では、大変期待していたところなんですけれども、今年度に向けての民主党の事業の仕分け等で、全部予算をカットされているんですね。そういうところで、予算がない中で国民読書年をやりなさいという形で、非常に教育委員会としても困ることだと思うんですけれども、子どもの読み聞かせ等を行っている、子どもゆめ基金、これも政府の出資金100億円を全額国庫返納になったりとか、あと、子ども読書応援プロジェクト、これも予算額を廃止したりとか、それで国民読書年をやりなさいと、そういうことになっているので、政府も無理なことを言うなというふうに私は思うんですけれども、そういった中で、地方は地方として知恵を働かして、しっかりとこの問題にも取り組んでもらいたいと思います。

そういった意味で、図書館なんですけれども、さまざまな取り組みをしていらっしゃるのを訪問して気が付いたんですけれども、例えば高齢化社会に向けて大活字本という大きな活字の本の種類をたくさんそろえて、専門の広いコーナーを設けております。また、健康コーナー、また病気の体験記とか、そういったものの著作本を全部集めて、それでコーナーを設けているという形の非常に使いやすい、わかりやすい取り組みをしていらっしゃいました。こういったことは、もっともっと宣伝して、読書人口を増やすということにつなげていただきたいと思います。そういった宣伝とか、広報というのは、どのようにやられていらっしゃるのか。その点をお伺いします。

○教育次長（尾高幸子君）

広報やちまた、あるいはホームページ、図書館のコーナー、いろんところでブックリスト等々の中で周知しているところがございます。それと、学校に今こういう本が入ったとか、いろいろな中でPRしているところではあるんですが、やはり先ほど来からお話があるように本離れ、私自身も本を読んでいない部分がたくさんありますので、それらも含めた中で、本が皆さんに読んでいただけるように、今後いろいろな角度からPRに努めていきたいなど、このように考えております。

○川上雄次君

先ほど紹介した大活字本とか、いろんな企画をされたことなんかは、広報やちまたに載っていないんじゃないですか。図書館だよりは載っているんですけども、そういったところはやはり図書館だよりは、図書館に来ている人が見るんですけども、図書館に来ていない方にいろんな情報を発信するというのが大事だと思うんですけども、その辺はちょっと確認させてもらいたいんですけども。

○教育次長（尾高幸子君）

広報の一番最後のページに図書館に行こうというスペースで毎月掲示させていただいております。その辺に今後、今、議員さんをご指摘の大活字本だとか、先ほどの医療健康情報サービスコーナー、このようなコーナーを設けて、そのときの需要に合わせた、いろいろな中での角度でサービスを行っている部分を、あのページを使いながら、また、広報と協議しながら掲載していけたらいいなということで、懸案事項とさせていただきたいと思います。

○川上雄次君

よろしく願います。図書館の開館時間等、努力していただいておりますので、そのことの周知と同時に、いろんな障がいのある方のための本とか、あとはいろんなビデオとか、CDとか、いろいろそろえていらっしゃるの、その存在をどんどんPRしていただきたいと。また、この国民読書年に合わせて、ぜひともよろしく願いたいと思います。

それと、子どもの読書環境ということで、本当に子どもの頃から本に親しむということが非常に大きな財産であると思います。そういった意味で、その辺の取り組みについて教育長としての見解を、できればご自身の幼少の時期に、こういう本で影響を受けたとか、そういうところもあれば、それも含めてご紹介いただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○教育長（川島澄男君）

今、小さい頃を思い出してしまして、小さい頃はやはり自分としてはイソップ物語を読んだりした覚えがありますし、それから、少し大きくなって中学生ぐらいになって、明治に入って士族が没落していった中で、子ども、親が一生懸命育てよというような次郎物語に感銘したと、そのような記憶があります。

そういうようなところからも、やはりこれからも学校教育の中で生き方の本とか、幅広く本を選定して整備を図っていきたいなど、そんなふうにも考えます。以上です。

○川上雄次君

子どもの読書環境整備についての考え方等があったら、お聞かせいただけたらと思うんですけれども。

○教育長（川島澄男君）

やはり、これは家庭教育学級でも、私は話したことがあるんですけれども、まず、家庭の中で小さい子どものうちから本を読み聞かせていく。小学生になっても読み聞かせを親子でやっていくというようなこととか、そういうようなところから言語能力が、語意力が多くなったりしていきますよと。そして、生き方等も育っていきますよというようなところもあります。

また、図書室の中、学校司書も補助員も配置されましたので、そういう部分からも図書室の充実、活用というところを進めていきたいと、そんなふうにも考えます。

○川上雄次君

ありがとうございました。最後の質問になりますけれども、ブックスタート事業ということで、私ども会派公明党でも何回も議会で執行部の皆さんにお願いしております。また、視察等でもブックスタートしている行政に訪問させていただいて、それが本当に素晴らしいという事業であることを、この目で見てきております。そういった意味では、本市でも、ぜひともこれは取り上げるべきではないかと、このように強く思うんですけれども、このブックスタート事業をやろうとした場合に、どのくらいの予算を伴うものかという試算を財政課、市民部、教育委員会でもいいんですけれども、試算をされたことはあるのでしょうか、お伺いします。

○教育次長（尾高幸子君）

現課である教育委員会では、試算してございません。しかし、先ほど教育長の答弁でもありましたように、今年度は乳幼児の親子を対象にして、わらべ歌とか、手あそび等に対する資料の配布、それらを含めて充実していくことで、やはり原点は親子で本を介して楽しむことが大事、これは親の責務でもあるのかなということの中で、親にやはり絵本が子どもに対する影響がかなりあるんだということの中を認識させることが、第一なのかなと、このように考えております。それらを含めまして、リスト、要はゼロ歳児から、こういう本を読ませるといいですよというようなリストを配ることの中を今検討しまして、それらをやはりお子さんの親であります保護者に知っていただくと。その辺をまた介して、図書館にも来ていただくというような中を先ほどの広報、あるいはホームページ、図書館だより、あるいは中央公民館とか、いろんな媒体を使いまして、それらのサービスをして中で情報提供をしてまいりたいと、このように考えております。

○川上雄次君

議会の一般質問で通告した内容については、実現した場合には、どのくらいの予算が伴うのかとか、その辺の調査はしていただきたいと、このように強く思います。事前の似たような施策でかえるというわけにはいかないものもありますので。これは、財政課は試算したことはありますか。

○財政課長（加藤多久美君）

試算したことはございません。

○川上雄次君

ありがとうございます。実は、先ほど調べさせてもらいました。NPO法人でブックスタートを全国で支援しているところがございます。その絵本というのは、出版社が安く本を出しております。そういった意味で非常に私は3千円くらいかかるのかなと思いましたが、非常にデラックスタイプといいますか、いろんな、よだれかけからたくさんのツールが入ったもので1千900円。全国平均のそのブックスタートの平均値が1件当たり1千円なんです。ですから、八街市、1年間で赤ちゃんが生まれるのは、市民部長、何人ぐらいでしょうか。

○市民部長（小倉 裕君）

20年度で550名、21年度4月から2月までで470名ですので、大体年間で500名ぐらいの赤ちゃんが生まれていると思います。

○川上雄次君

年間予算50万円か、55万円でブックスタートができます。私、これ勝手な提案で申し訳ないんですけども、今年予算の中で児童医療費助成事業の原資として、職員の皆さんの給料減額等で3千557万円。また、我々議員のボーナス等の削減で321万3千952円という、こういったこの原資がこの児童医療費助成事業に振り分けていると思うんですけども、これプラス50万円ぐらいなんですけれども、ブックスタートもこの原資を使って、市民の皆さんに、また八街の将来を担う子どもたちのための事業として、新たにブックスタート事業を加えていただくことを検討していただけないでしょうか。市長、ちょっとお願いしたいんですけども。

○市長（長谷川健一君）

今、川上議員さんの案もいい案だと思いますけれども、それよりも子ども手当を支給されるわけですから、1万3千円の中の1年の1千円ですから、月1万3千円の中の。私はやはりこういうものを、そういう子どもの教育に使うのが、そのための私は予算じゃないかと思います。ですから、これは、今のところはいただいた人が用途を決めるというようなことだと思いますので、これはその人の判断ですけれども、本来であれば、こういう制度を作って、それを国で賄うとか、少子化対策、また幼児教育だとか、そんな面で賄うとか、そういう制度を作ってくれるのが、私は一番いいんじゃないかと思いますけれども。ですから、金額はともかく、これについて、ここで予算をとる、とらないとか、そんな話ではなく、検討はさせていただきたいと思います。

○川上雄次君

子育て支援に関しては、給付とあと実物の差額、行政等でやるサービスとかあると思うんですね。このブックスタートは、そういった意味では行政がどのように子育て支援、また子どもたちの育成に努力しているかという1つの姿になると思いますので、先ほど言ったよう

に議員の方からも321万円出ていますので、そのうちの50万円ぐらいはブックスタートに回してもらえればということをちょっとご検討をしていただきたいと。そういった意味で目に見える形での国民読書年にスタートしたという事業として、ブックスタートを始めたところ、こういうふうにしていただければありがたいと、このことを要望して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（北村新司君）

以上で、公明党、川上雄次議員の個人質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

（休憩 午後 3時19分）

（再開 午後 3時30分）

○議長（北村新司君）

会議を開く前に報告します。

中田眞司議員より、本日の会議の早退の届け出がありました。

以上で報告を終わります。

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、やちまた21、加藤弘議員の個人質問を許します。

○加藤 弘君

やちまた21の加藤弘でございます。今議会の一般質問、最後の質問者となりましたので、持ち時間を有効にしっかりと使い、執行側に質問をさせていただきます。

まず、平成22年度予算編成について、4項目についてご質問いたします。

去る2月8日の議会に対する平成22年度予算編成方針等の説明の中、「編成作業に当たっては6点の事項に留意することとした」との説明を伺いましたので、そのうちの3点について具体的にご質問いたします。

質問要旨の第1は、「コスト意識を持った予算編成」とはどのような意味合いのことなのかお伺いいたします。

質問要旨の第2は、「新規事業に対する財源確保」はどのような手法で、どのように確保されるのかお伺いいたします。

質問要旨の第3は、「国・県の予算動向への注視、要望」はどのような形で注視、要望をしていくのかお伺いいたします。

質問要旨の第4は、平成22年度の予算編成の中での重点施策は何なのかをお伺いいたします。

質問の第2は、集中改革プランについてご質問いたします。

集中改革プランは、平成17年より平成21年までの5カ年で実施されてまいりましたが、この3月で終了となります。この5年間の状況と結果についてご質問いたします。

質問要旨の第1は、集中改革プランの削減目標額の達成状況についてお伺いいたします。

質問要旨の第2は、平成19年度、20年度、それぞれの市税、国民健康保険税、介護保険料、市営住宅使用料、給食費、下水道事業受益者負担金等の収納状況についてお伺いいたします。

質問要旨の第3は、市の所有財産及び未利用地の有効活用の状況についてお伺いいたします。

質問の第3は、「八街駅北側の街づくり」についてご質問いたします。

八街駅北側地区土地区画整理事業は、シンボルゾーン、多様なサービスゾーン、国道409号沿道ゾーン、住宅ゾーンと4つの用途地域に分け土地区画整理事業が行われてきて、「顔づくり」には5つの方針が示され、八街市の新たな玄関口として、にぎわいと魅力ある街となるために、街に求められる役割や街を快適に過ごせる仕組みに配慮した「顔づくり」が定められておりました。

そこで、質問要旨の第1は、「市の顔」としてふさわしい高度な都市機能の完成はいつ、どのようにでき上がるのかお伺いいたします。

質問要旨の第2は、「公共核施設」「商業核施設」用地は、今後どのように展開されるのかお伺いいたします。

質問要旨の第3は、駅自由通路・階段・エスカレーター等壁面の広告看板の利用状況についてお伺いいたします。

質問の第4は、道路問題について質問いたします。

一般会計当初予算案には、新規事業を含め幾つかの道路維持補修事業・道路排水施設整備事業・道路拡幅事業・交差点改良事業などが掲載されており、市民の方々も理解を示していただけたかと思いますが、市内には、まだまだ市民から子どもの通学路や、安全・安心の面から交差点改良や補修、幅員の拡幅を要望されている道路が幾多もあるかと思われます。

そこで、質問要旨の第1は、文違交差点の工事内容についてお伺いいたします。

質問要旨の第2は、市道210号線「東吉田向台交差点」から「元一休」までの歩道整備と「東吉田向台交差点」及び「松林交差点」の右折車線設置についてお伺いいたします。

質問要旨の第3は、八街バイパスの買収状況と平成22年度の工事予定についてお伺いいたします。

以上で第1回目の質問を終了いたします。市民が理解できるよう、明解な答弁をお願いいたします。

○市長（長谷川健一君）

個人質問、やちまた21、加藤弘議員の質問に答弁をいたします。

初めに、質問事項1. 平成22年度予算編成について答弁いたします。

(1) ですが、平成22年度の予算編成に当たって、現下の行政環境と本市の厳しい財政状況を認識した上で、昨年度同様、限られた財源を重点的・効果的に配分する施策精選型の財政運営とし、全体としては、歳入に見合った規模の通年型予算として編成をすることとしました。

そこで、ご質問の件に関しては、コスト意識を持って、先例にとらわれることなく、事業の見直しを行うこととしました。

具体的には、まず、1つ目に行政が担う必要があるか。すなわち、必要性。

2つ目に期待される効果を最大にできる手法が選択されているか。すなわち有効性。

3つ目に、投入されるすべての行政資産に見合う成果が見込まれるか。すなわち効率性。

最後に、この3つの内容を踏まえた上で、さらに他事業より緊急性が高いか。すなわち優先性。

以上の内容を、第一に掲げたところでございます。

次に(2)ですが、新たに立ち上げる事業については、費用対効果を十分に検討し、特に後年度負担のランニングコストに留意し、健全な事業運営を可能とする事業計画を行うこととし、さらに、新規事業に充てる経費については、既存の事務事業の見直しによって捻出することとしたところでございます。

具体的には、市道114・116・210号線改良事業、地域安全パトロール事業、耐震診断補助金、テニスコート夜間照明設置等については、国・県の補助事業、雇用創出事業及び起債等を活用し、財源を確保したところでございます。

また、新たに始める前立腺がん検診、さらに小学校6年生まで拡大した児童医療費助成事業等の充実事業等につきましては、先ほど申し上げたように、既存の事業等をゼロベースから見直した上で財源を確保したところでございます。

次に(3)ですが、政権が交代し、民主党のマニフェストの「五つの約束事」として、「むだ遣い」「子育て」「年金・医療」「地域主権」「雇用・経済」をテーマに盛り込んだことを踏まえ、国・県の予算編成の動向を注視し、的確な予算対応を図らなければならないと考えたところです。

また、市民のために継続しなければならない事業についても、国・県からの財政支援の減少分を市単独費で肩がわりすることを唯一無二の選択肢であると判断することなく、あらゆる機会を通じて国・県への要望を行い、必要な財源確保について積極的に行動することとしました。

具体的には、平成21年7月に1つ目として、既存道路の維持補修経費に対する財源措置について。

2つ目に、幹部交番から警察署への昇格及び駅前交番の新設について、県に対する要望として提出したところでございます。

また、平成22年1月に介護保険制度の見直し及び国民健康保険財政基盤強化施策の充実について、国に対する要望事項として提出したところでございます。

次に(4)ですが、主な新規事業を含めて、重点施策について申し上げますと、便利で快適な街づくりとして、八街駅北側地区土地地区画整理事業、都市計画道路3・4・3号八街神門線整備事業、都市計画道路3・4・9号金毘羅線整備事業など、引き続き推進することとしました。

また、道路等の整備事業では、市道文違1号線道路改良事業の平成22年度完成を目指し、引き続き推進するとともに、新規事業として、市道114・116・210号線交差点改良事業、元一休の交差点の改良事業に着手いたします。

なお、平成22年度は用地買収を実施することとなっております。

その他、平成21年度からの繰越事業として、市道四木28号線道路改良事業及び市道115・216号線交差点改良事業を実施します。

次に、安全な街づくりとして、まず、本議会で交通安全条例の制定をお願いしているところでございますが、交通安全計画の見直しや、その実施の推進について、本条例による八街市交通安全対策会議を開催し、総合的な交通安全施策の推進を目指します。

また、民間の警備業者に業務委託し、組織した地域安全パトロール隊による犯罪防止活動を実施します。

なお、本事業は、県のふるさと雇用再生特別基金事業を活用するものとなっております。

次に、消費生活対策事業として、消費生活センターを開設し、消費生活相談窓口を強化いたします。

その他、国・県の補助制度を活用し、昭和56年5月以前に建築された住宅の耐震診断を実施する者に対し、その費用の一部の補助を実施するとともに、カーブミラー・防犯灯の設置、修繕については、厳しい財政状況にあっても前年度並みの予算を確保し、引き続き重点的に取り組むこととしました。

次に、健康と思いやりにあふれる街づくりとして、児童の医療に要する費用を助成することにより、児童の保健対策、保護者の経済的負担の軽減等を図り、子育て支援体制の充実を図ることを目的とし、実施している児童医療助成制度の対象者を平成22年度より小学校6年生まで拡大することとしました。

また、健康増進事業の中で、新規事業として、前立腺がんの検診を始めるとともに、女性特有のがん検診の一部無料化については、平成21年度に引き続き実施することとしました。

その他、政権交代により実施することとなった子ども手当を予算化したとともに、生活保護の適正な運営を確保するため、認定等事務適正化事業に基づき、専任の面接相談員を雇用することにより、きめ細かな指導援助の実施、援助困難ケースに対する指導援助体制の強化を図る目的で、セーフティネット補助金事業を実施します。

次に、心の豊かさを感じる街づくりとして、まず、緊急雇用創出事業でもある特別支援が必要な園児に係る支援員5名の配置、各学校の児童・生徒の読書活動の充実と学校図書館の環境整備を図ることを目的とした学校司書補助員6名の配置及び情報機器を活用した授業、ICTによる校務効率化を推進するためのICT支援員6名を配置します。

また、現在小学校8名、中学校1名配置している特別支援教育支援員については、2名増員し、充実を図るとともに、平成22年度より教員免許を持つ人材等を非常勤講師として小学校に8名配置し、算数の基礎学力の向上に向けた学校の取り組みを支援するとともに、学力の向上を図ります。

さらに、スポーツプラザにおいては、テニスコート1面に夜間照明を設置することとしたほか、図書館については、5月5日と11月3日を開館することとしました。

その他、平成21年度からの繰越事業として、笹引小学校及び八街東小学校の校舎改築事業、実住小学校屋内運動場及び八街中学校の耐震補強事業、八街中学校武道場建設事業を引き続き実施いたします。

次に、市民とともにつくる街づくりとして、平成22年度よりスタートする八街市総合計画第2次基本計画の中でも盛り込まれている、市民と行政の協働を視野に入れた事業計画ということで、市民と行政のパートナーシップを構築していくために協働を円滑に進めるための仕組みづくりが求められている中で、平成22年度においては、新たに、その組織づくりを目指し、市民参画協働条例の制定を図ります。

このように、暮らし、福祉、教育部門も含め、バランスのとれた予算配分に努めたところでございます。

次に、質問事項2. 集中改革プランについて答弁いたします。

(1) ですが、八街市集中改革プランでは、平成17年度から21年度までの5カ年を計画期間としており、5年間の財源不足を55億円と見込み、その財源対策として、26億円を集中改革プランに掲げる取り組みにより対応し、残りの29億円を予算執行段階における節減等により、生まれる剰余金や基金からの繰り入れにより対応することとしております。

この集中改革プランの項目の1つに市税等の確保ということで、収入増の目標金額を設定した項目がありますが、平成19年度から実施された税源移譲により、大幅な収入増となり、プラン全体への影響が大きいことから、この項目を除いたところの目標額、約24億円について、その達成状況を見ますと、平成20年度までに約18億9千万円の効果額があり、76.1パーセントの達成率となりました。最終年度となる平成21年度の効果額を加えれば、ほぼ目標額に達するものと見込んでおります。

また、各年度ごとの目標額に対する達成状況を見ますと、平成17年度99.7パーセント、18年度118.8パーセント、19年度97.1パーセント、20年度104.8パーセントという達成率となっております。

プランに掲げている項目の中には、実施に至っていない項目もありますが、その一方で受益者負担の適正化や財産の有効活用、職員定員の適正化などの項目では、目標額を上回る効果が出ており、全体として目標額を達成できる見込みとなっております。

次に(2)ですが、平成19年度末及び平成20年度末における市税等の現年課税分の収納状況につきまして、ご説明申し上げます。

まず、市税につきましては、平成19年度末における収納状況は、調定額75億7千393万6千円に対し、収入額は71億1千113万1千円であり、収納率は93.9パーセントでした。

また、平成20年度末につきましては、調定額76億3千501万7千円に対し、収入額は71億5千799万5千円であり、収納率は93.8パーセントとなっております。

続きまして、他の税等における現年課税分の収納状況につきまして、順次、ご説明申し上げます。

まず、国民健康保険税の平成19年度末の収納状況につきましては、調定額30億3千287万2千円に対し、収入額は23億4千495万5千円であり、収納率は77.3パーセント。平成20年度末につきましては、調定額27億3千312万2千円に対し、収入額は20億8千220万円であり、収納率は76.2パーセントとなっております。

介護保険料の平成19年度末の収納状況につきましては、調定額5億5千650万6千円に対し、収入額は5億3千217万5千円であり、収納率は95.6パーセント。平成20年度末につきましては、調定額5億8千817万9千円に対し、収入額は5億6千176万8千円であり、収納率は95.5パーセントとなっております。

市営住宅使用料の平成19年度末の収納状況につきましては、調定額5千339万円に対し、収入額は5千272万7千円であり、収納率は98.8パーセント。平成20年度末につきましては、調定額5千458万1千円に対し、収入額は5千385万1千円であり、収納率は98.7パーセントとなっております。

給食費の平成19年度末の収納状況につきましては、調定額3億8千610万6千円に対し、収入額は3億6千968万2千円であり、収納率は95.7パーセント。平成20年度末につきましては、調定額3億7千584万7千円に対し、収入額は3億6千45万9千円であり、収納率は95.9パーセントとなっております。

最後に、下水道事業受益者負担金の平成19年度末の収納状況につきましては、調定額1千441万1千円に対し、収入額は1千380万円であり、収納率は95.8パーセント。平成20年度末につきましては、調定額1千437万4千円に対し、収入額は1千381万8千円であり、収納率は96.1パーセントとなっております。

次に(3)ですが、市有財産のうち、現在、旧いんば農協川上支所の倉庫敷地を、いんば農協へ1千659平方メートル、旧住野駐在所跡地を駐車場として176平方メートル。また、二区追分台団地跡地を駐車場として761平方メートル。その他、2カ所921平方メートルを有償にて貸し付けをしております。

なお、今後は売却も含め、有効利用について検討してまいりたいと考えております。

次に、質問事項3. 八街駅北側の街づくりについて答弁いたします。

(1)ですが、八街駅北側地区土地区画整理事業につきましては、駅周辺の活性化や市の顔としてふさわしい街づくりを行うために、重要な事業であると考えております。

進捗状況につきましては、現在、国道409号に下水道雨水管・汚水管・上水道管・ガスを順次整備しており、その後、県におきまして電線共同溝及び歩道の整備を行う予定となっており、平成21年度末で、約97パーセントの整備率を見込んでおります。

次に(2)ですが、公共核施設用地につきましては、複合的な文化施設の整備を計画しているところでありますが、実際の建設ということになりますと、現在の市の極めてひっ迫した財政状況の中で、この建設に係る経費などを勘案しますと、現時点では具体的な整備計画

の立案に着手する状況にはございません。施設整備までの間は市や市民団体の行事での活用なども含めまして、有効活用が図れるような幅広い視点からの検討をしてみたいと考えております。

また、商業核施設につきましては、市が主体ではなく、関係地権者が主体となり、進めていただき、市としましては、情報提供などを行い、駅周辺の商業の中心として、にぎわいと活力ある商店街になるようサポートしてみたいと考えております。

次に（３）ですが、八街駅自由通路の広告掲示板は３４カ所あり、現在、広告主に利用されている掲示板は１１カ所で、それ以外の箇所には、納税や防犯等の啓発活動などのポスターを掲示し、有効活用しております。

なお、広告掲示板の広告主の募集につきましては、広報及び広告掲示板で行い、掲出基準や募集要領などの詳細については、市のホームページに掲載しております。

今後につきましても、積極的に募集活動を行い、より多く利用いただけるよう努めてまいります。

次に、質問事項４．道路問題について答弁いたします。

（１）ですが、市道文違１号線の整備状況につきましては、延長約６２０メートルのうち、今年度末までに約４５０メートル、約７３パーセントが整備済みとなります。

残りの約１７０メートルにつきましては、平成２２年度に整備を実施して、事業を完了させることとしております。

次に（２）ですが、東吉田向台から元一休までの歩道整備、東吉田向台交差点及び松林交差点の右折車線設置につきましては、現在、事業を進めております、市道文違１号線の道路改良事業や来年度から予定している、元一休前の交差点改良工事の進捗状況など、他の事業との優先順位や費用対効果などを検証しながら、今後の整備計画の中に盛り込んでまいります。

次に（３）ですが、八街バイパスの道路事業全体の用地買収率につきましては、前年度は約６７パーセントでありましたが、本年１月末で約８０パーセントとなっております。

なお、県道成東酒々井線から国道４０９号までの延長約５００メートルの区間については、約８６パーセントとなっております。

また、平成２２年度の街路事業の工事予定につきましては、舗装工事、案内表示板設置工事、照明灯設置工事を行い、県道千葉八街横芝線から県道成東酒々井線までの約１．５キロメートルの区間の整備が完了となる予定でございます。以上です。

○加藤 弘君

答弁いただき、ありがとうございました。予算編成の中で、国・県への要望を行い、必要な財源確保に積極的に行動していくとの答弁をいただきましたけれども、今後はどのような内容の財源を国や県へ要望していかれるのか、お伺いいたします。

○財政課長（加藤多久美君）

どのような内容の財源ということでございますが、財政課としては、基本的には一般財源

の総額の確保ということの観点から、三位一体改革に伴い削減されました地方交付税の復元、増額の要望が最重要項目だと考えておるところでございます。

ただ、やみくもに増額要求、要望ということではなく、具体的な内容としましては、私が考えているのは、交付税率の引き上げと予見可能性の向上ということでございます。現行、国税5税、ご存じのとおり、地方交付税率とか、所得税が32パーセント、法人が34パーセント、酒税が32パーセント、消費税が29.5パーセント、たばこ税が25.0パーセントとなっておりますが、基本的に今のルールは、13年度以降、地方の財源不足を国と地方で折半するというようになっております。その国の負担分については、地方交付税の本則で、その交付税率を引き上げていただきたいと、そういうような要望を具体的にしていきたいと考えているところでございます。

もう1点としましては、交付税関係は標準的行政経費が、今、不算入にあっているということが考えられます。それについて解消をしていただきたいと。

具体的に申し上げますと、私ども本市も実施している乳幼児の医療の助成関係。この経費について、今は基準財政需要額に算入されておられません。この乳幼児医療については、全国ほとんどの自治体で実施しているところでございますので、そういう観点からすれば、標準的な財政行政サービスとして捉えていいのではないかとということで、これについて基準財政需要額に算入していただきたいということを具体的には要望していきたいと考えております。

この医療費助成については、交付税算入、交付税措置のほかに補助金とか、交付金ということも考えられますけれども、基本的には広く実施されているところがあれば、やはり交付税措置が妥当ではないかというように考えているところでございます。

それから、もう1点、地方交付税のほかに、税財源の配分比率を5対5、今現行6対4ぐらいになっているんですけれども、この5対5にしていきたいということで、もう従前より全国、地方の6団体を通じて要望しておりますので、今後も引き続き強く要望してまいりたいと考えておるところでございます。

それから、個別の国庫補助の負担金、民主党の方で一括化というようなことが叫ばれておりますけれども、一括化に当たっても費用の必要な事業の財源を確保していただきたいと。それに対しまして、交付基準についても地方の意見を聞いていただきたいということでございます。

それは国なんですけれども、県の方としましては、具体的には乳幼児医療関係、22年度の県の予算ですと、小学校6年生まで拡大するというので、知事の方が表明したわけですが、実施が12月からということでございます。ご案内のとおり本市は4月から6年生まで引き上げる、拡大するというのでございますので、早急に県の方も小学校6年生までしていただきたいと。国、県に対しての要望としては、今のところ考えているのは以上のとおりでございます。

○加藤 弘君

予算の数字に絡むので、ちょっとお聞きしますけれども、総合計画2005の将来人口を

見ますと、ゼロ歳から14歳が2000年は17.9パーセント、2015年が13.4パーセント、15歳から64歳は2000年が70.3パーセント、2015年が64.7パーセントとされておりました。そういう中で、2015年の総人口を8万人と推計しておりますので、今現在、7万6千人強ですよね。これから5年間で約3千人強の人口増がどのようにして見込めるのか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○総務部長（浅羽芳明君）

この人口増施策といいますか、それにつきましては、住みたい、住みやすい環境を作ることが、まず第一だというふうに考えておりますので、市民アンケート等を見ますと、道路の状態があまりよくないというようなこと。また、交通環境がよくないというようなこともアンケートで見られるところがございますので、そういったところに重点を置きながら、住みよい環境を作る、これがまず第一ではないかというふうに考えております。そこら辺に重点を置きながら、第2次基本計画を進めていければというふうに考えておるところでございます。

○加藤 弘君

総合計画2005の期間中、一般会計の歳出総額を833億円と計算されておりますよね。この計画期間中の一般会計歳出総額を5年で割ってみますと、約166億6千万円が年間の一般会計の予算と見えますけれども、この計算でいきますと、22年度より毎年12億円ずつ、新年度の予算よりは減るわけですが、これが5年間で約60億円減少していきます。そうすると、現在と同様の市民サービスが可能なかどうか。この辺をどのようにお考えなのか、お伺いします。

○財政課長（加藤多久美君）

ただいまのご質問でございますが、その前に今回平成22年度の一般会計の予算の規模でございますが、2月8日の全員協議会でご説明したとおり、今回この178億2千万円、大幅に増となったのは、国の施策でございます子ども手当を、関係経費を14億5千500万円盛ったことによりましての増ということで、それを除きますと、それが14億5千500万円ございまして、22年度2月、3月分の児童手当が約1億円、合計15億5千万円、それから、それを対比として、21年度の児童手当が約5億7千万円ありますので、それを差し引くと約10億円になります。ですので、178億円から10億円を引くと168億円前後ということで、ここ数年、19年、20年と160億円台の当初予算の規模でございますので、通常の規模ということでは予算編成の方はしたということをお考えいただきたいと存じます。

そのことから判断とは別に、やはり一般会計の財調が22年度当初予算ベースで2億1千万円になっているというような状況、市税がなかなか増えないということもございまして、私ども実際833億円というのは、私も財政課の方で22年から26年の財政推計ということで使わせていただいている数字でございます。この中で、今後増えると思われる扶助費、公債費等も含めまして、市民サービスに影響が出ないように、慎重なる財政運営に今後とも

努めてまいりたいと考えているところでございます。

○加藤 弘君

今、課長から言われた慎重なる財政運営という言葉、これをしかとお願いしたいと思えます。

それと、消費生活センターを設けるという話でしたけれども、これが独立した課となるのか、それとも商工課の中に係として置かれるのか、その辺をお伺いいたします。

○経済環境部長（森井辰夫君）

消費生活センターにつきましては、商工課内に配置をいたします。

○加藤 弘君

次に、月例の出納検査報告書、先日配付されましたですね。22年2月を見ましたら、庁舎建設基金、残高が3億3千万円、大分減っております。これは、何で減ったのかもわかりますけれども、この現庁舎の建て替えは、これはいつ頃を計画されているのか。その辺ちょっとお伺いします。

○財政課長（加藤多久美君）

現時点におきます、その庁舎建設の具体的な計画はございません。ただ、第2次の基本計画の中にも庁舎建設ということは記載してございません。

もう1点言わせていただくと、今、3億3千万円の残高があると。そのほかに一般会計の方で4億5千380万円、庁舎建設基金から繰替運用ということで借りております。この償還を一応、平成30年度までに償還すると考えておりますので、その点からすれば30年度以前の計画は立てられないということであるとと考えております。

○加藤 弘君

集中改革プランで、どのような項目が達成されていないものがあるのか、その辺ちょっとお伺いします。

○総務部長（浅羽芳明君）

集中改革プランにおける取り組みにつきましては、まず、歳入の確保ということと、それから歳出の見直しと、この大きな2項目に分かれるわけでございますけれども、歳入の確保につきましては、市税等の確保が第一ということでございます。これは、税源移譲がございましたので、この辺については目標率から除いてあるということでございます。

2番目としては、受益者負担の適正化。3番目として財産の有効活用等々あるわけでございますけれども、この辺については、ほぼ目標を達成できるのではないかとというようなことで考えております。

歳出の見直しの方に入りますと、まず1点目が人件費の見直し、2番目として事務経費等の見直し、それから個別の事業の見直し。

4点目といたしまして、公共施設の運営、管理体制の見直しということで、どのような項目が未達成、達成、実施に至っていないのかということでございますけれども、一番遅れているといえますか、目標達成率の低いのが、この4番目に申しあげました公共施設の運営、

管理体制の見直しというものでございます。

これにつきましては、国においては規制緩和、あるいは制度改正などで、民間でできるものは民間でという基本的な考え方に基きまして、民間活力の活用、これを積極的に推進しているということで、市におきましても、公共施設について公共性、あるいは行政責任が確保できるもののうち、経費節減が図れるもの、それからサービス水準を維持、または向上できるもの。市が自ら行う必要がないものなど、これらについては、経費節減ということに加えまして、定員の適正化、この観点からも委託の推進を図りますということになっておりますけれども、この4番目、公共施設の運営、管理体制の見直しのところが達成状況が低いということで、具体的に申し上げますと、例えば保育園、あるいは老人福祉センター、中央公民館、図書館、視聴覚教材センター等のいわゆる指定管理者制度の導入というようなこと。それから、幼稚園・保育園等、園やクラスの統廃合の検討。この辺の目標達成といいますか、検討が思うように進まなかったというところでございます。

○加藤 弘君

あと、今度は駅北側の街づくりに移りますけれども、市民の方々は公共核施設とか、商業核施設ができるのを大分楽しみにしてきたんじゃないかなと。今日の広報なんかにも、そういうものがちらりと見受けられました。市の財政状況では、現状大変無理だということは理解できます。ですけれども、これ市民の方々の要望を財政がないからと、きついからということだけで片付けるというのも考えなければいけないと思います。

そういう中で、PFIとか、PPPとか等の手法で整備計画を立案していくということは考えることができないのかどうか、お伺いします。

○総務部長（浅羽芳明君）

特に芸術文化活動の拠点ともなる公共核施設、これにつきましては、今、議員さんのお話にもありましたように、多くの市民の方が望まれているものということは認識は十分にしております。しかしながら、現状ではなかなか具体的な案を計画する状態にはないというようなことも、議員さんの方もご承知はいただいているものというふうには思います。そういう中で、できるだけ早い時期に整備をするというようなことの手法、この1つとして、今、議員さんがおっしゃられたような、民間の資金等を活用するといった意味で、そのPFI、こういったものの導入についても検討すべきものというふうには考えておりますので、その辺も含めまして、将来的にどうするかというようなことの計画は検討していきたいというふうに思います。

○加藤 弘君

あと自由通路と駅の階段等にありますが看板34カ所のうち11カ所が利用されていると。残り23カ所がポスター等で有効活用と。多分これ提案された議員さんは、こういうポスター等の有効活用ということで提案されたんじゃないと思います。市が稼ぐ市になるようにと、お金を稼げる市になるように、そういう意味で、これを多分提案されたんじゃないかと思えます。私は、そういうふうに理解しておりますので、ちょっとこの辺、もうちょっと考えて

いただきたいと。設置してから、もう相当な月日がたつと思います。この辺の設置費用と現在の収入状況はどういうふうになっているのか、お伺いします。

○建設部長（並木 敏君）

設置年度につきましては、平成18年度でございます。費用につきましては91万7千円、歳入の使用料につきましては、19年度92万4千円、平成21年度、今年度につきましては165万円を見込んでおります。

○加藤 弘君

先ほど積極的な募集活動をされているということですがけれども、あと、約2年たって23カ所、3分の2近くが残っているということですよ。これまた、確かに利益は出ているんでしょうけれども、相当な年月、そういう形での活用が出てくると思います。もう少し、募集活動、商工会経由で営業をかけるなり、看板屋さんへ声をかけるなり、そういう形での活動をしていくような考えはございませんか。

○建設部長（並木 敏君）

今の議員がご指摘がありました方法等、21年度についてですが、市立幼稚園、教習所、金融機関、私立学校、自治会等に募集の活動を行っております。今後さらに募集の活動を行ってまいりたいと、そのように考えております。

○加藤 弘君

今度は道路問題に行きまして、市道210号線、東吉田の向台から一休までの歩道整備、これも先日も他の議員さんの質問にもありましたけれども、東吉田の地先の団地からも一部、笹引小学校に通学していると。以前、就学区域の審議会等でも笹引小学校は教室があいていると、それで実住小がいつばいだというようなことを伺いました。そういう中で、笹引小へ通学する子どもが近いからということが出てきていると思います。道もそんなに広いところでもないし、車が両側を通ればギリギリという中です。道路を横断するにも、横断歩道もないという状況で通っている。こういう中で、費用対効果とか、優先順位という言葉も出ていましたけれども、やはり通学の安全ということも考えていただき、何とか歩道を早期に設置するような考えをしていただくことはできないのか、再度お伺いします。

○建設部長（並木 敏君）

向台交差点から元一休までの歩道整備につきましては、道路わき、東側になるんですが、民地に北総中央用水の用水管が布設されております。これは、地上権の設定をされているというような形に現在なっております。この用地を買収しまして、歩道整備する方向で検討をしてみたいと考えております。

また、舗装もかなり傷んでおりますので、修繕等とあわせて検討してみたいと考えております。

○加藤 弘君

それと、東吉田の向台の交差点で、人身事故が19年で1人、20年で1人と。松林の交差点で人身事故が19年度で3名、20年度で2名という数字も伺っております。こういう

中で、特に松林交差点と東吉田地先から歩いてきまして、道路を横断してスチール家具屋さんの前でバスに乗って学校へ行くと。これ、道路を横断するにしても、待機場所もないという状況です。この前、道路の舗装の改修をやっていただきましたけれども、その前にやはり白線もなく、立っていても怖いと、ブロック塀の角に立っても怖いということで、白線を急遽ペイントで引いてもらったことがあります。そういう状況もございますので、また、車の運転手の立場からすると、右折車が1台あると、1台か2台しか進めないと。1回の信号で県道と市道でたしか時差があると思うんですよ、そういう関係から1台か2台しか出られないと。それがずっと続いて、渋滞すると。朝晩、そういう状況が続いています。これが毎日ようになりますので、やはり精神的にイライラすること、待ち時間が長いということ、そういうことから事故等にもつながっていくんじゃないかと思えます。その辺もよく考慮していただいて、もう一度、現地調査等をしていただきながら、安全対策を考慮していただけないかと。子どもたちが立つ場所だけでもいいですから、何とか確保していただけないかという気持ちでございます。

この前交進小学校入口の県道に待機場所を作っていただくなど、あれでも相当な違いがあると思えます。だから、父兄たちは相当な不安感を持ってきておりますので、私もたまたま、付近のコンビニのところの団地住人に子どもたちが大変危険なんだという言葉も返されております。やはり我々も議員としても、そういう危険性を回避していく、解決していく義務もあるでしょうし、もう一度点検をしていただき、そういう安全確保を何とかお願いしたいと。それ、部長の方で再度確認、現地調査等をしていただくことは可能でしょうか。

○建設部長（並木 敏君）

現地調査はさせていただきます。

○加藤 弘君

ありがとうございます。お願いします。

それと、バイパスですけれども、先ほど工事内容も伺い、ある程度見えました。ただし、二区地先から国道409号が出ていますよね。この出てきた車が、これから左右に散っていくわけですけれども、これから先、国道409号から五区地先までの工事の計画等はどのようになっているのか、お伺いします。

○建設部長（並木 敏君）

国道409号から萬来ガソリンスタンドまでということでもよろしいでしょうか。

現在、道路事業分につきましては、全部で成東酒々井線から萬来ガソリンスタンドまでの延長、約1.7キロメートル。それで、成東酒々井線から409号までは500メートルということで、1.2キロメートル残っているんですが、まずは成東酒々井線から409号までの500メートルの区間につきまして、特に早目に供用を開始したいということでございます。街路事業分については、ご案内のように22年度に供用を開始するというところでございますので、追いかけて409号までの500メートル区間につきましては、早目に工事を進めていきたいということでございます。

その後ということになりますけれども、あとの1.2キロメートルにつきましては、どちらかといいますと、成東酒々井線から409号までの間の方を優先させたいというように聞いております。

○加藤 弘君

それと、あと409号の日向入口の交差点がありますよね。これは、山武市の方から出てくると、なかなか出られません。というのは、409号の交差点の中に車が八街十字路方面に向かっている車が交差点の中にまで、全部、信号が赤でも入っちゃっています。そういう状況が多々あります。山武の方から出てくる車が、場合によってはトラックなんかが出てくると交差点を斜めにふさぐ形になってしまいます。そういう形で信号待ちしていることが多々ございます。そうすると、逆に四つ角方面から東金方面に向かう車は、そのトラックを極端に言えば斜めに止まっている車を、こういうふうに迂回していかないといけない。そうすると、危険もありますので、その辺、信号の時間の調整とか、何か検討していただいて、県の公安委員会の方とも相談していただき、何とかその辺、解決していく方法を講じていただくことはできないかどうか。その辺ちょっと、副市長の方、お願いできますか。

○副市長（高橋一夫君）

お答えいたします。信号機の制御につきましては、これは警察、いわゆる公安委員会の方の管轄でございますので、そのときの実態に合わせた、信号機も大変高度な信号機が付いておれば、幾らでも改良はすぐでも可能だと思います、時間をずらすことはですね。しかし、今、八街十字路あたりに付いている信号機は一般的な信号機だと思うので、かなりの改良を加えなければ実現できないのではなかろうかと思われましても、その辺のことをどういうことか、推測で申し上げてはいけませんので、どうなっているのか。改良が可能であれば、実態を踏んだ上でご期待に添えるような方向で要望はしていきたいというふうに考えております。ちょっとお時間をいただきたいと思います。

○加藤 弘君

ありがとうございました。では、できるだけ早く解決するように、よろしく申し上げます。以上で、私の質問を終わりにします。

○議長（北村新司君）

以上で、やちまた21、加藤弘議員の個人質問を終了します。

○桜田秀雄君

議席番号2番の桜田秀雄でございます。会議規則63条に基づきまして、発言の許可を求めます。

○議長（北村新司君）

ただいま、桜田秀雄議員から緊急質問の申し出があります。緊急質問の可否については、会議規則第63条の規定により、議会の同意を得ることとなっています。

これから、桜田秀雄議員の緊急質問の件を議題として採決します。

この採決は起立によって行います。

桜田秀雄議員の緊急質問に同意の上、日程に追加し、発言を許すことに賛成の議員は起立を願います。

(起立少数)

○議長（北村新司君）

起立少数であります。したがって、桜田秀雄議員の緊急質問に同意の上、日程に追加し、発言を許すことは否決されました。

以上で、桜田秀雄議員の緊急質問の件を終了いたします。

この定例会に通告されました一般質問はすべて終了しました。

日程第2、休会の件を議題とします。

明日2日は、議事都合のため、休会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（北村新司君）

ご異議なしと認めます。

明日2日は、休会することに決定しました。

本日の日程は、すべて終了しました。

本日の会議はこれで終了します。

3日は、午前10時から本会議を開き、提出議案に対する質疑を行います。

議員の皆様に申し上げます。

この後、議会運営委員会を開催いたしますので、関係する委員は、第2会議室にお集まりください。

長時間ご苦労さまでした。

(散会 午後 4時35分)

+

+

○本日の会議に付した事件

1. 一般質問
2. 休会の件

+

+

+

+

+

+

+

+